

第2章 災害予防対策

第2章 災害予防対策

第1節 総則

第1 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での津波は、巨大な津波高と広範囲の浸水域、内陸の奥域までの浸水、河川を遡上した津波による氾濫、広範囲にわたる地盤沈下などにより、従前の想定を超えるものであった。

このような津波の発生により、県内でも1万人を超える死者・行方不明者の発生、住宅の流失、交通網の断絶、産業の停滞や経済的損失となり、本県沿岸部は甚大な被害を受けている。

さらに、地震発生後の津波警報の発表状況、津波警報等の伝達状況、住民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定やハザードマップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。

今回、従前の想定をはるかに超えて甚大な被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定を考え方を根本的に見直すとともに、主に以下のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

1 行政機能の喪失

東日本大震災において、地震及び地震に伴い発生した大津波により、本県の沿岸15市町のうち、10市町で災害対応の中心となる市町村庁舎が被災し、そのうち7市町で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。

2 大規模広域災害

東日本大震災発生時においては、被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により相互応援協定に基づく被災地に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練などの不足や、交通手段や宿泊先の確保等、多くの課題も見られた。

3 物資の不足

東日本大震災においては、物資を備蓄していた指定避難所や倉庫が津波の被害に遭った。多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。

4 不十分な要配慮者対策

県内では、要配慮者について、支援計画が策定された直後、あるいは未策定という沿岸市町が多く、福祉避難所が被災し利用できなくなるなど、要配慮者への対策が十

分とは言えなかった。

5 地域防災力の不足

沿岸地域では、従来から一定の津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

6 津波被害の拡大

東日本大震災では、従来の津波ハザードマップで示されていた津波浸水予測を大きく上回り、その外側でも人的被害が発生した。また、過去の経験等から、地震直後に避難しなかった方も多かった。

7 避難指示等の住民への情報途絶

東日本大震災では、地震による広域的な停電、沿岸市町の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、命に関わる津波避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

8 津波からの避難の阻害

東日本大震災では、避難した場所が津波の被害にあった、人が多くて入りきらなかった、救助が来るまでに時間がかかったといった避難場所の問題や、自動車での避難による渋滞で、逃げる途中で津波に巻き込まれたといった避難路上の問題など、津波からの避難において多くの問題が発生した。

第2 基本的考え方

津波から県民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくり実現のため、県、沿岸市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波に対し、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、海岸保全施設等の整備といったハード対策と津波からの避難を中心とするソフト対策とを組み合わせた津波災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。

第3 想定される津波の考え方

1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

(東北地方太平洋沖地震津波)

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくり

を推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波

(宮城県沖地震，昭和三陸地震津波)

人命保護に加え，住民財産の保護，地域の経済活動の安定化，効率的な生産拠点の確保の観点から，海岸保全施設を整備し，津波からの防護を図る。

3 津波地震や遠地津波等

(明治三陸地震津波，チリ地震津波)

必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対する知識の普及，津波監視体制，伝達体制の整備，及び「発生頻度が高い津波」同様に人命保護に加え，住民財産の保護，地域の経済活動の安定化，効率的な生産拠点の確保の観点から，海岸保全施設を整備し，津波からの防護を図る。

本震により海岸保全施設等が被災した場合の復旧の過程において，これらの本災害の後に発生が予想される余震や誘発地震による津波に対しては，被害が大きくなることが予想されることから，注意が必要である。

なお，本計画は，最新の知見により，来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成しているが，自然現象は大きな不確定要素を伴うことから，想定には限界があることに留意する。

第2節 津波に強いまちの形成

<主な実施機関>

県(総務部, 土木部), 沿岸市町

第1 目的

県及び沿岸市町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第2 津波浸水想定

県は、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講じるため、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する。

第3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

沿岸市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。

第4 計画相互の有機的な連携

沿岸市町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

第5 地震防災緊急事業五箇年計画

知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画(以下「五箇年計画」という。)を策定している。

1 計画期間

- (1) 第一次五箇年計画－平成8～12年度
- (2) 第二次五箇年計画－平成13～17年度

- (3) 第三次五箇年計画－平成 18～22 年度
- (4) 第四次五箇年計画－平成 23～27 年度

事業主体別事業計画額一覧

(単位：百万円)

	宮城県	市町村	消防本部等	合計
第一次計画	181,743	42,372	4,410	228,525
第二次計画	69,243	37,824	6,266	113,333
第三次計画	44,833	48,893	1,574	95,300
第四次計画	931	46,163	3,918	51,012

2 事業対象地区

第3次までの地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。

3 対象事業の範囲

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) (7)～(11)までのほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (13) 海岸保全施設又は河川管理施設
- (14) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- (15) 地域防災拠点施設

- (16) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (17) 井戸，貯水槽，水泳プール，自家発電設備その他の施設又は設備
- (18) 非常用食糧，救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (19) 救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備又は資機材
- (20) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第6 長寿命化計画の作成

県及び沿岸市町は，老朽化した社会資本について，長寿命化計画の作成・実施等により，その適切な維持管理に努める。

第7 石油コンビナート等防災計画への対応

石油コンビナート等特別防災区域に係る県，市町村及び特定事業所は，法第6条第2項の規定に基づき，宮城県石油コンビナート等防災計画第3章第8節に定める，緩衝地帯としての緑地，広場その他の公共空地の整備に努める。

また，県は，石油コンビナート区域等における災害への対処を図るため，石油コンビナート用消防施設の整備を促進する。

第8 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

1 県の対応

県は，最大クラスの津波に対応して，避難訓練の実施，避難場所や避難経路等を定める沿岸市町の地域防災計画の拡充，津波ハザードマップの作成，指定及び管理協定による避難施設の確保，要配慮者等が利用する施設に係る避難確保計画の作成等の警戒避難体制の整備を行うとともに，津波災害警戒区域の指定について検討を行う。

2 沿岸市町の対応

(1) 津波災害警戒区域に関する対応

沿岸市町は，津波災害警戒区域の指定のあった場合に，以下の対応を行う。

イ 地域防災計画での考慮

沿岸市町は，市町の地域防災計画において，津波災害警戒区域ごとに，津波に関する情報，予報及び警報伝達に関する事項，避難場所及び避難経路に関する事項，津波避難訓練に関する事項，地下街等又は主として要配慮者が利用する社会福祉施設，学校，医療施設の名称及び所在地等について定める。

ロ 要配慮者等が利用する施設での対応強化

沿岸市町は，津波災害警戒区域内において，主として要配慮者が利用する社会福祉施設，医療施設等については，津波発生時に当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう，津波に関する情報，予報及

び警報の伝達方法を定める。

ハ 住民への周知徹底

沿岸市町は、市町の地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

ニ 施設所有者又は管理者の取組支援

沿岸市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

ホ 津波による危険の著しい区域への対応

沿岸市町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。

(2) 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

沿岸市町は、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成する。

第3節 海岸保全施設等の整備

<主な実施機関>

県(農林水産部, 土木部), 沿岸市町, 東北地方整備局, 東北森林管理局

第1 目的

従前より整備されてきた海岸保全施設等は, 比較的発生頻度の高い津波等を想定してきたものであり, 一定の津波高までの被害抑止には効果を発揮してきた。しかし, 東日本大震災においては, 設計対象の津波高をはるかに超える津波が襲来してきたことから, 水位低減, 津波到達時間の遅延, 海岸線の維持などで一定の効果がみられたものの, 海岸保全施設等の多くが被災し, 背後地において甚大な津波被害が生じた。

また, 水門・陸閘閉鎖にあたった消防団員が数多く犠牲になったという問題も発生している。

しかし, 最大クラスの津波に備えて, 海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは, 施設整備に必要な費用, 海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から現実的ではない。

そこで, 人命保護に加え, 住民財産の保護, 地域の経済活動の安定化, 効率的な生産拠点の確保の観点から, 引き続き, 一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さに対して海岸保全施設等の整備を進める。

県は, 防災関係機関とともに, 津波被害を軽減・防止するための海岸保全施設等の整備や維持管理の強化を実施し, 津波防災対策の推進を図る。

なお, 海岸保全施設等の整備に当たり, 東日本大震災での海岸保全施設等そのものの被災も踏まえ, 設計対象の津波高を超えた場合でも海岸保全施設等の整備効果が発揮できるような構造物とするよう努める。

第2 海岸保全施設等の整備

1 本県の海岸保全施設

本県の海岸総延長は約 828km で, 8市7町にわたっている。南西に連なる海岸の中央部には, 牡鹿半島が突出して海岸を南北に分割しており, 北部は岩手県南部から続くリアス式海岸の三陸南沿岸, 南部は平坦な砂丘状の海岸線が福島県まで続く仙台湾沿岸である。三陸南沿岸は, 津波, 高潮などの異常海象に対して災害を倍加する特殊な地形となっており, 仙台湾沿岸は近年前浜が侵食される傾向にあり, 台風, 高潮時の危険に脅かされている。

宮城県の海岸状況(平成23年3月現在)

区分 所管別	海岸線 総延長	要保全海 岸延長	海岸保全 区域指定 済長	海岸保全施設			
				堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全施 設の有効延長
国土交通省	m	m	m	m	m	カ所	m
水管理・ 国土保全局	415,449	92,463	92,463	38,875	23,219	142	66,014
港湾局	124,599	37,025	37,025	18,824	6,649	255	28,555
農林水産省							
農村振興局	29,039	29,039	29,039	19,567	7,704	126	27,271
水産庁	258,872	101,542	84,608	22,276	20,612	338	43,607
計	827,959	260,069	243,135	99,542	58,184	861	165,447

※閘門・水門には、陸閘を含む

「海岸統計」平成23年度版(国土交通省水管理・国土保全局編)

2 事業の実施

各海岸管理者は、海岸保全基本計画等に基づき、海岸堤防(防波堤)、防潮水門等の海岸保全施設を、緊急性の高い地域から、計画的かつ総合的に整備する。

また、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

なお、津波発生時において海岸保全施設より海側から円滑に避難が行えるよう、沿岸市町の防災計画等との整合を図りつつ、避難口もしくは避難階段・スロープ等の設置を検討する。避難口を設置する場合は、沿岸市町の防災計画との整合を図りつつ、想定する避難モデルや津波到達までに確保すべき避難時間、防潮堤の高さなど地域毎の状況を踏まえて、十分に配慮する。

3 陸閘等の維持管理

各海岸管理者は、水門や陸閘について日頃から保守点検を行い、沿岸市町の防災計画や管理・操作に関する地域の協力体制などを踏まえて、自動化・遠隔化など管理の高度化の必要性なども検討し、適切な維持管理に努める。

4 海岸保全施設被災時の対策

各海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう施設の補修または新設の際に構造上の工夫に努めるなど、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

5 海岸保全区域の指定

県は、津波の被害から防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、海岸保全に万全を期す。

6 海岸堤防の整備

(1) 海岸堤防の基本計画堤防高について

県は、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さを想定し、その高さを基準として、海岸堤防の計画堤防高を決定する。

(2) 海岸堤防の計画位置について

海岸堤防の位置については、復興まちづくり計画と整合を図りながら、海岸堤防の計画位置を決定する。

(3) 海岸堤防の整備高さについて

海岸堤防の整備については、復興まちづくり計画と整合を図りながら、緩傾斜堤防や直立堤防、まちづくりにおける盛土と特殊堤の組み合わせなど、構造について十分検討を行い、海岸堤防の基本計画堤防高を確保する。

基本計画堤防高一覧

単位：m (T. P.)

地域海岸名	今次津波 痕跡高	対象地震	基本計画堤防高			
			代表高	起点	終点	高さ
唐桑半島東部	14.4	明治三陸地震	11.3	岩手県境	真崎	8.0
				真崎	御崎	11.3
唐桑半島西部①	24.0	明治三陸地震	11.2	御崎	大明	11.2
唐桑半島西部②	13.8	明治三陸地震	9.9	田の浜	鶴ヶ浦	9.9
気仙沼湾	14.6	明治三陸地震	7.2	鶴ヶ浦	岩井崎	7.2
気仙沼湾奥部	8.9	明治三陸地震	5.0	潮見町	港町	5.0
				港町	魚町	6.2
				魚町	大浦	5.0
大島東部	12.1	明治三陸地震	11.8	大初平	龍舞崎	11.8
大島西部	12.1	明治三陸地震	7.0	大初平	浦の浜	7.0
				浦の浜	田尻	7.8
				田尻	龍舞崎	7.0
本吉海岸	18.8	明治三陸地震	9.8	岩井崎	大沢	9.8
				大沢	蔵内	14.7
				蔵内	石浜	9.8
志津川湾	20.5	想定宮城県沖地震	8.7	石浜	松崎	8.7
				松崎	神割崎	7.3
追波湾	14.9	明治三陸地震	8.4	神割崎	十三浜	6.5
				十三浜	大須崎	8.4
雄勝湾	16.3	明治三陸地震	6.4	大須崎	尾浦	6.4
雄勝湾奥部	16.3	明治三陸地震	9.7	小島	雄勝	9.7
女川湾	18.0	明治三陸地震	6.6	尾浦	崎山	6.6
				湾口防波堤内		5.4
				崎山	寄磯崎	6.6
牡鹿半島東部	20.9	明治三陸地震	6.9	寄磯崎	浜畑	6.9
				浜畑	祝浜	9.1
				祝浜	黒崎	6.9
牡鹿半島西部	10.5	チリ地震	6.0	黒崎	渡波	6.0
万石浦	2.4	チリ地震	2.6	祝田	長浜	2.6
石巻海岸	11.4	高潮にて決定	7.2	長浜	洲崎	7.2
松島湾	4.8	チリ地震	4.3	洲崎	代ヶ崎	4.3
七ヶ浜海岸①	8.9	明治三陸地震	5.4	代ヶ崎	花淵崎	5.4
七ヶ浜海岸②	11.6	明治三陸地震	6.8	花淵崎	蒲生	6.8
仙台湾南部海岸①	12.9	高潮にて決定	7.2	蒲生	阿武隈川	7.2
仙台湾南部海岸②	13.6	高潮にて決定	7.2	阿武隈川	福島県境	7.2

7 水門・排水機場等の耐水対策

県は、水門・排水機場等の電気・機械設備について、浸水の危険性がある場合には、順次耐水対策を実施する。

8 防潮林の整備

県は、地域の防災機能の確保を図る観点から、飛砂・風害の防備等の災害防止機能に加え、津波流速の減殺による背後の家屋等の被害軽減や、流木・船舶等の漂流物の内

陸への遡上防止のため、防潮林の整備について検討を行うとともに、その維持に努める。

第3 河川管理施設の整備

1 事業の実施

河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

2 津波遡上の影響の考慮

河川管理者は、河川津波対策として、津波遡上の影響を考慮した堤防の高さを確保することにより、施設画面上の津波の遡上・流下に伴う氾濫防止を図る。

3 水門・陸閘等の維持管理

河川管理者は、水門・陸閘等について日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保など、機能改善に向けた整備を促進する。

第4 港湾・漁港等の施設の耐震化

港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、地震により施設が被災し、津波に対して十分な防御機能を発揮できない事態が生じないように、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

第5 道路盛土等の活用

道路管理者は、沿岸低平地において、内陸への浸水を低減し、多重防御の機能を有した高盛土道路の整備を図る。

第6 農業用施設等における地震・津波対策

地震・津波による農業被害については、農業用施設の損壊、津波により海水が浸水することによる土地・作物の塩害等が想定される。これらはいずれも半年～数年程度の間、農地の利用を不能にする可能性があることから、県は、国の協力の下、これらの被害を防止するため、堤防等の整備を推進する。また、重度の被害でなければ散水や灌排水による被害の軽減も不可能ではないことから、用水確保、排水機能の強化を推進する。

第4節 交通施設の災害対策

<主な実施機関>

県(震災復興・企画部, 農林水産部, 土木部), 県警察本部, 沿岸市町,
東北地方整備局, 東日本高速道路(株)東北支社, 東京航空局仙台空港事務所,
東日本旅客鉄道(株)仙台支社, 阿武隈急行(株), 仙台空港鉄道(株), 宮城県道路公社,
仙台市交通局

第1 目的

道路, 港湾, 空港, 鉄道等は, 地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には, 住民の避難, 救助活動, 物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって, 道路, 港湾, 空港, 鉄道等の交通施設の整備や補強・補修等に当たっては, 未整備部分の解消等ネットワークの充実, 施設・機能の代替性の確保, 各交通施設の間の連携の強化等により, 大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。

第2 道路施設

道路管理者は, 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため, 防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について, 緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次, 補強及び整備を実施する。

また, 地震・津波災害対策上必要とする道路施設については, 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

1 道路

(1) 耐震性の強化

道路路面の崩壊, 路面の損壊, 道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について, 防災工事等を実施するとともに, 道路の改築や新設に当たっては, 耐震基準に基づいた整備を図る。

(2) 避難路・避難階段の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう, 地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し, その周知に努めるとともに, その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお, 避難路の整備に当たっては, 地震の揺れによる段差の発生, 避難車両の増加, 停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに, 地震による落橋, 土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震対策を実施する等, 安全性の確保を図る。

(3) 避難路の安全対策

避難計画に位置づけられる避難路においては、安全性や機能性を確保されているかを確認の上、問題箇所を抽出し、道路の改築や新設を含め、必要な対策を講じる。

(4) 信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(5) 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、国、県及び沿岸市町との情報の共有化を図る。

2 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋については、橋梁補強工事を実施し耐震性・耐浪性を高める。

3 トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

4 道路付属施設

(1) 災害情報システムの構築

道路管理者は、災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、土木部流域情報システムによる雨量、水位情報の活用のほか、気温、積雪、凍結等路面検知器等の機器及び道路情報提供装置の整備を進め、これらを有機的に運用するための災害情報システムの構築を図る。

(2) 避難誘導標識の整備

沿岸市町は、道路管理者と調整の上、避難計画に位置づけられる避難対象地域から、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。

5 交通管制施設

(1) 道路交通管理体制の整備

警察本部は、広域交通管理体制の整備を図るとともに信号機、交通情報板及び交通管制センター等交通管制施設の耐震性や、津波災害に対する安全性を確保し、

災害時の道路交通管理体制を整備する。

(2) 交通規制内容の計画及び周知

設定された津波想定に対応する交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

第3 港湾施設

1 港湾施設の整備

(1) 港湾施設の位置づけ

港湾施設は、災害発生初期における避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送活動を確保するための防災拠点として極めて重要な役割を果たす施設であるばかりでなく、災害発生後長時間にわたり、一定の生産活動及び生活活動を確保するために必要な最低限度の物流機能を維持するための極めて重要な施設である。中でも仙台塩釜港は重要な物流拠点として位置づけられており、仙台港区においては既に3岸壁が耐震強化岸壁として整備済みである。

(2) 港湾施設の整備及び管理

港湾管理者は、今後塩釜港区や石巻港区においても耐震強化岸壁の整備を一層推進するとともに、耐震強化岸壁と近接し物資の一時保管場所及び駐車場となる港湾緑地及び耐震強化岸壁等と緊急輸送網を接続する臨港道路等を優先的に整備し、被災地への物資輸送の拠点として支障が生じることのないよう、施設の整備・管理に努める。

また、気仙沼港等の地方港湾についても、震災後最低限度の物資輸送が確保できるよう施設の整備・管理に努める。

第4 漁港施設

漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報の収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行い、防災拠点漁港(気仙沼、志津川、女川、石巻、塩釜、閑上)及びその補完漁港、離島の漁港について重点的かつ総合的に整備を図る。

第5 空港施設

1 緊急避難体制の構築

(1) 津波避難計画の策定

空港管理者は、地震・津波発生時における、ターミナル地区の旅客、周辺住民、空港関連職員等の避難対策として、広大な用地内のどこにいても避難が可能となり、また、初めての来訪者も円滑に避難できるようにするため、空港における津

波浸水予想，津波情報の入手・伝達方法，避難場所，避難経路，避難の初動及び避難場所での安全確保等を定める津波避難計画を策定する。

(2) 乗客・乗員の安全確保対策

空港管理者は，津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機は，速やかに旅客ターミナルビルに引き返し，乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保するなど，旅客機内の乗客・乗員の安全確保に努める。

2 空港機能の早期復旧のための対応

(1) 復旧体制の検討

空港施設は，発災後の初期段階において，救急・救命，捜索・救助，情報収集等の災害応急対策や，緊急物資・人員の輸送活動のための航空機の利用を可能とした活動の拠点として機能させることが必要である。このため，空港管理者は，被災後にどのような空港機能をどのような工程で復旧させていくかについて，復旧作業に関係する機関の間で情報を共有し，その体制をあらかじめ検討する。

(2) 漂流物及び電源確保対策の検討

空港管理者は，津波被害からの早期復旧を図るために，漂流物対策や仮設電源設備の配備等についてあらかじめ検討を行う。

3 応急活動のための対応

空港は，震災時においては，人命救助・救援物資等の有力な緊急輸送基地のひとつであり，また，地震・津波による被害が生じた場合，人命に関わる事故が発生するだけでなく，応急活動の支障ともなるため，国土交通省航空局の各種基準等に基づき，滑走路等の耐震性の確保及び航空保安施設等の維持整備に努める。

なお，航空機に関する火災，若しくは空港におけるその他の災害発生時の消火，救難体制を確保するため，平成6年9月に締結した，仙台空港事務所，仙台市，名取市及び岩沼市による「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」により万全を期す。

第6 鉄道施設

1 耐震性の強化

鉄道事業者は，橋梁，土地構造物等の施設を主体に，必要により補強対策を推進し，耐震性の強化の向上を図る。

2 異常事態発生時の対策検討

鉄道事業者は，地震・津波等による異常事態が発生したときは，運転規制や車両停止時の避難誘導を行えるよう，あらかじめ対策を検討する。

3 線路巡回計画の策定

鉄道事業者は，土木建造物の変状若しくは，既変状の進行の有無を把握するため，

定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、地震・津波発生後の線路巡回計画を定める。

4 線路に近接する施設の対策

鉄道事業者は、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

5 復旧体制の整備

鉄道事業者は、地震・津波発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

- (1) 復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制
- (2) 復旧用資材・機器の手配
- (3) 防災意識の普及・向上

第5節 都市の防災対策

<主な実施機関>

県(総務部, 農林水産部, 土木部), 沿岸市町

第1 目的

県及び沿岸市町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、大規模な震災(地震・津波)など都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市施設の整備を行う。

第2 市街地再開発事業等の推進

1 低層木造建築物等密集市街地対策の推進

県及び沿岸市町は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業により、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

2 既存建築物の耐震化の推進

県及び沿岸市町は、耐震化を促進すべき比較的古い建築物が多く立地する地区等において、既存建築物の耐震化に関する計画作成及び診断を積極的に行い、さらに、市街地総合再生計画を立て、耐震改修を必要とする建築物に対し、優良建築物等整備事業により支援する。

第3 土地区画整理事業の推進

県は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備について、沿岸市町を指導する。

なお、防災街区の整備のみでは、都市防災対策として十分な目的は達せられないため、沿岸市町は、その他の防災対策を含む地域防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を行う。

第4 都市公園施設

県及び沿岸市町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び配置とネットワークを図るとともに、沿岸市町が避難場所に指定する

都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。

第5 津波避難を考慮した都市施設の整備

1 津波避難施設等の整備

沿岸市町は、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

2 特に配慮を用する施設の立地誘導

沿岸市町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第6 臨海部の津波対策

県及び沿岸市町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組を進める。

第7 津波による漂流物対策の推進

県は、港湾・漁港における防波堤の整備・改良、船舶係留の徹底・強化、養殖筏の係留強化、貯木の囲い込み、上屋の耐浪性強化、漂流物防止柵の設置、海岸付近における駐車自粛の呼びかけ等の漂流物発生対策を強化する。

また、漂流物の石油タンク等の危険物施設への衝突を回避するため、防護壁の整備等の対策を実施するよう、関係事業者を指導する。

第6節 建築物等の安全化対策

<主な実施機関>

県(総務部, 土木部, 教育庁), 沿岸市町

第1 目的

津波に強いまちづくりを進めるために, 公共建築物, 一般建築物の耐震性, 不燃性, 耐浪性の確保に努めるとともに, 津波に対する安全性を一層高める。

第2 公共建築物

1 公共建築物全般の対策

(1) 耐震性, 不燃性, 耐浪性の確保

県, 沿岸市町及び施設管理者は, 庁舎, 警察署, 消防署, 学校等の行政関連施設, 病院等の医療施設, 社会福祉施設等要配慮者に関わる施設, 劇場, 駅等の不特定多数収容施設等, 常に防災上重要な公共建築物について, 一層の耐震性, 不燃性, 耐浪性の確保に努める。

(2) 停電対策の強化

県, 沿岸市町及び施設管理者は, 地震時の停電に備え, バッテリー, 無停電電源装置, 自家発電設備等の整備に努める。

(3) 特に配慮を要する施設の防災拠点化

行政関連施設, 要配慮者に関わる施設等については, 浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るが, やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合, 県, 沿岸市町及び施設管理者は, 建築物の耐浪化, 非常用電源の設置場所の工夫, 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図る。

2 県有建築物

県は, 地震による被害を最小限にとどめるため, 「県有建築物の耐震診断実施方針」(平成8年2月制定)に基づき, 防災上重要な拠点施設, 災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について, 建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し, 診断結果に基づき必要のある建築物については, 精密診断, 改修工事等を行っていく。

なお, 新築, 改築の際, 耐震性の一層の確保や, 耐浪性の確保に努める。

3 教育施設

学校等教育施設の管理者及び沿岸市町は, 災害時における児童生徒等及び教職員の安全の確保を図るため, 次の対策を講じる。

なお, 私立学校の設置者に対しては, 校舎等の耐震性の強化及び設備・備品等の安全管理について, 適切な対策を講じるよう要請する。

(1) 校舎等の耐震性の強化・耐浪性の確保

校舎等の耐震性の強化や、耐浪性の確保を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備(照明設備等)及び備品(ロッカー,実験実習機器等)等の設置に当たっては、転倒,落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童生徒等及び教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

災害時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

4 耐震診断の実施及び公表

県は、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとに、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

第3 一般建築物

1 建築物の耐震改修の促進

(1) 新築,増改築の建築物

特定行政庁(建築基準法第2条第1項第32号の規定による、県、仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市)は、新築,増改築される一定規模以上の建築物に対し、建築基準法第12条の規定に基づく建築工事施工状況報告により、建築工事の質の向上を図る。また、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、建築予定地盤の特性を事前指導し、建築物の耐震性能の向上を図る。

(2) 既存の建築物

イ 特定行政庁は、耐震関係規定に係る既存不適格建築物(昭和56年5月31日以前の建築基準法の適用を受ける建築物)について、耐震改修促進計画等を策定し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日公布,同年12月25日施行)に基づき、所有者に対し、耐震診断,耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言・指示を行う。

ロ 県は、沿岸市町と協力して、耐震診断の普及や耐震改修工事を促進するための支援事業を行う。

2 適正な維持管理の促進

特定行政庁は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度,建築物防災週間における防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行

い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。

3 建築物の耐浪性の確保

やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に立地する場合は、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の耐浪性の確保に努める。

第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

特定行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。

- ※ 「特殊建築物」…劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物
- 「建築設備」……換気設備(中央管理方式の空調設備に限る)、排煙設備(排煙機を有する排煙設備に限る)、非常用の照明装置(蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る)

第5 ブロック塀等の安全対策

特定行政庁は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路のブロック塀を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導を行う。

また、通学路及び避難道路沿いの住民や施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行う新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。

※ 宮城県沖地震後の対策

昭和53年(1978年)6月に発生した宮城県沖地震における被害の大きな特徴は、ブロック塀による倒壊が多発したことで、犠牲者の半数以上がこれによるものであり、地盤軟弱地帯や斜面の盛土造成地での塀の構造について一つの研究課題となった。

その後、宮城県沖地震を契機に、建築基準法施行令の改正があり、昭和56年6月1日から施行されたが、その中でブロック塀、石塀の規定についても見直しが行われ、安全基準がより厳しくなっている。

本県ではこれに加え、建築学会の設計基準(昭和54年4月改正)を指導基準として採用し、指導してきている。

平成14年度にブロック塀、石塀の安全点検の推進・スクールゾーン内の安全点検パトロール及びその結果に基づく改善指導、その後の改善状況等の調査を行った。その中で撤去指導、補強指導を行っている。

このほか、広告物等の落下防止を指導しており、自動販売機の設置については転倒防止に配慮するよう注意喚起に努めている。

第6 落下物防止対策

1 調査及び改善指導

特定行政庁は、市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラスや外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため、調査と改善指導を行う。

2 天井の脱落防止等の対策強化

施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。

第7 建物内の安全対策

県、沿岸市町等は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための対策について、普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

第8 高層建築物における安全対策

1 エレベーターの閉じ込め防止対策の推進

高層建築物の施設管理者は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

2 長周期振動対策及び啓発の実施

高層建築物の施設管理者は、長周期地震動対策を講じるよう努めるとともに、居住者等に対し、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止などの防災対策について、啓発に努める。

第9 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

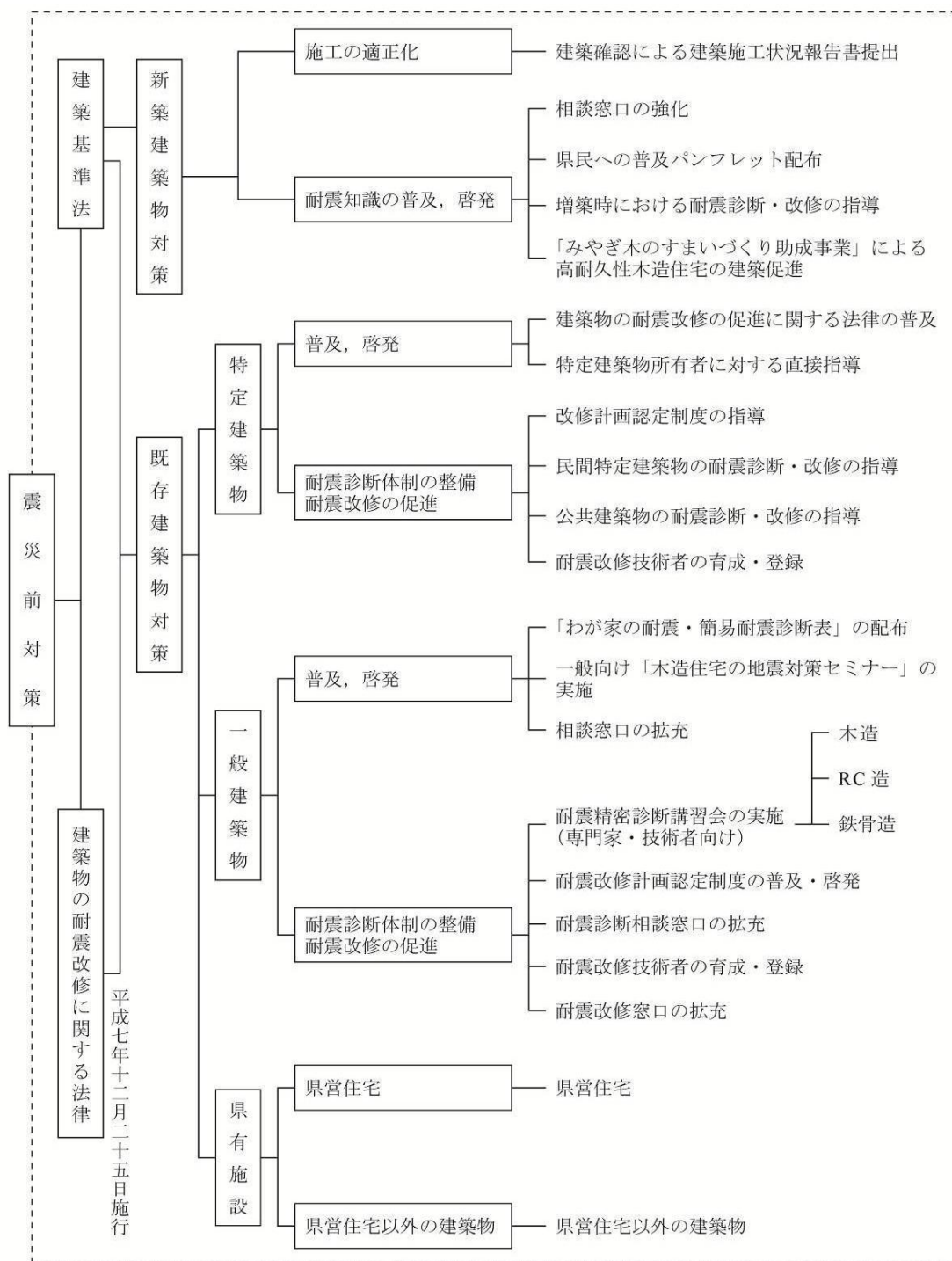
県及び沿岸市町は、津波災害特別警戒区域の指定のあったときは、区域内において、津波から逃げるのが困難な避難行動要支援者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限するなど、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

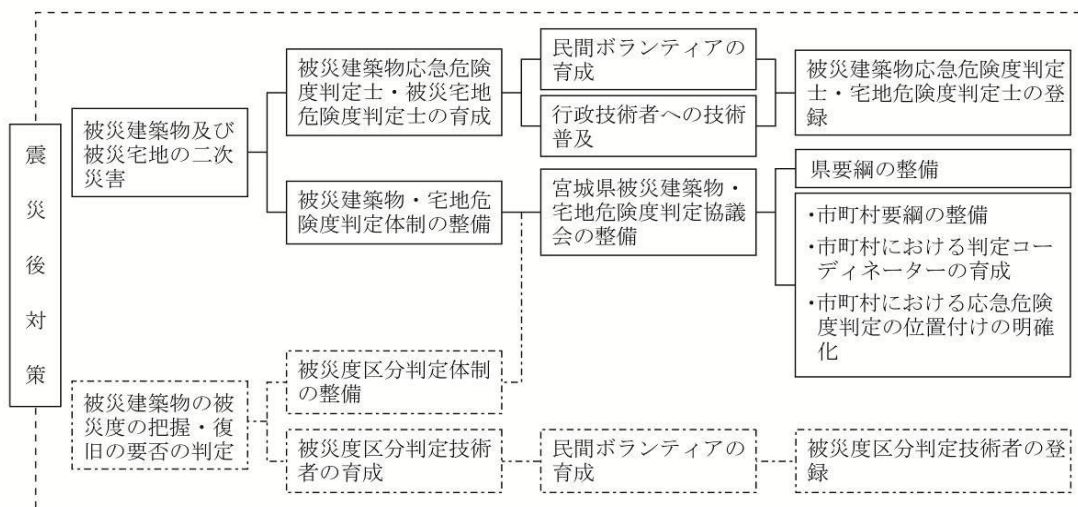
なお、津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著し

2-6 建築物等の安全化対策

い区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の建築物の耐浪化等に努める。

宮城県建築物等地震防災総合対策フロー





第7節 ライフライン施設等の予防対策

<主な実施機関>

県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 土木部, 企業局), 沿岸市町, 東北経済産業局, 関東東北産業保安監督部東北支部, 東北電力(株)宮城支店, (社)宮城県エルピーガス協会, 塩釜ガス(株), 石巻ガス(株), 古川ガス(株), 東日本電信電話(株)宮城支店

第1 目的

大規模地震・津波の発生により県民生活に直結する上下水道, 電力, ガス, 石油・石油ガス, 電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合, 日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し, 安否確認, 避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく, 避難生活環境の悪化や, 県民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため, ライフライン関係機関においては, 各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性・耐浪性の強化, 拠点の分散, 代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど, 大規模地震・津波による被害軽減のための諸施策を実施する。

第2 水道施設

1 水道施設の耐震性強化

(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)は, 震災時においても断水等の影響を最小限に食い止め, 容易な復旧を可能とすることを基本として, 貯水・取水・浄水施設, 導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに避難所, 医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化, 耐浪性の確保を優先順位を定めて計画的に行う。

津波に対しては, 特に, 3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの安全性の確保を重点的に行う。

(2) 水道事業者等は, 水道施設のバックアップ機能として, 水源の複数化, 送水管・配水幹線の相互連絡, 配水管網のブロック化を図るとともに, 水道事業間の連絡管整備を推進する。

(3) 水道事業者等は, 緊急時に応急給水用の水を確保できるよう, 配水池容量の拡大, 緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。

(4) 水道事業の管理者等については, 津波からの円滑な避難を確保するため, 水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。

(5) 水道事業者等は, 災害時における水道水の安定供給を確保するため, 浄水場等

への非常用自家発電機等を整備する。

2 復旧用資機材の整備

水道事業者等は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

3 管路図等の整備

水道事業者等は、震災時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

(1) 水道事業者等は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、津波発生時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。

(2) 県は、応急給水に関する行動計画を作成する。

(3) 水道用水供給事業者は、知事から水道用水の緊急応援の指示(水道法第40条)があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

第3 下水道施設

下水道管理者は、下水道施設の被災が県民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性・耐浪性の向上を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

下水道管理者は、下水道施設の新設、改築、更新に当たっては耐震性・耐浪性の向上を計画的に推進する。

2 下水道施設維持管理

下水道管理者は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

下水道管理者は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

第4 工業用水道施設

地震・津波による施設の被災を最小限に食い止めるため、水道施設の耐震性・耐浪性の向上に努めるとともに、被災した場合に当たっては、二次災害を防ぐ上でも

早急な応急復旧のできる体制を確立することを基本に次の対策を講じる。

- 1 工業用水道施設の耐震性・耐浪性の確保
工業用水道施設の新設、改良については、「水道施設耐震工法設計指針」等に基づいて設計施工を行うとともに、既存の施設のうち特に重要性の高い施設については、優先順位を勘案しながら計画的に耐震化・耐浪化を進める。
- 2 復旧用資機材の整備
工業用水道施設が被災した場合に、直ちに「企業局緊急時対策指針」に基づき応急復旧に着手できるように復旧用資材を計画的に備蓄し、併せて応急復旧体制の確立を図る。
- 3 情報収集システム・監視・制御システムの整備
震災時も十分機能を発揮できる施設となるように各システムの整備を図る。

第5 電力施設

- 1 火力発電設備
 - (1) 機器の耐震耐浪化は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動・津波浸水想定等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて耐震設計や耐浪化の検討を行う。
 - (2) 建物については、建築基準法による耐震設計や耐浪化の検討を行う。
- 2 原子力発電設備(詳細は「原子力災害対策編」に記載)
原子力発電設備は安全上の重要度に応じて耐震設計や耐浪化の検討を行う。また、重要な建物及び構造物は、十分な支持性能を持つ地盤に設置する。
- 3 送電設備
架空送電線路は鉄塔下部、地中送電線路は変電所等の地上機器、それぞれへの津波漂流物の激突による被害が主である。想定しうる最大クラスの津波に対して被害を防ぐような設備とすることは現実的でないことから、設備の被害が電力の供給に与える程度を考慮し、代替性または多重性などにより津波の影響の軽減対策を行う。
- 4 変電設備
 - (1) 変電設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、設備対策について検討を行う。
 - (2) 建物については、建築基準法による耐震設計や耐浪化の検討を行う。
- 5 配電設備
 - (1) 架空電線路
電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(2) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

6 通信設備

通信設備を構成する通信機器及び関連する施設は、電力保安通信規程(J E A C 6 0 1 1-2013)に示す耐震設計・対策を考慮した設計とする。

7 電力供給体制及び広報の実施

電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

8 復旧迅速化のための連携強化

電力施設管理者は、協力会社社員を含めた緊急通行の協議、現場へ到着するための道路情報の入手、車両燃料の確保、衛星写真の活用、工業用水等の早急な確保等について、復旧迅速化のため関係機関との連携強化を図る。

第6 ガス施設

1 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和42年法律第149号)及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、地震・津波災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

イ 消費者全戸への安全器具(ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等)の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進

ロ 耐震性・耐浪性の確認(チェーン止め等による転倒・転落・流出防止状況の把握)と向上(ガス放出防止装置等の設置)

ハ 各設備の定期点検等(特に埋設管や地下ピット)の着実な実施と、基準不適合設備の解消

ニ 周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)

(2) (社)宮城県エルピーガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発

電設備、衛星通信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

- (3) 県は上記(1)、(2)の各内容に関して適宜、指導助言(立入検査を含む)することにより、その完遂を支援する。
- (4) 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、液化石油ガス販売事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

2 都市ガス施設

- (1) ガス事業者は、「ガス事業法」(昭和29年法律第51号)並びに一般社団法人日本ガス協会が定める各種指針に基づきガス施設の耐震化を推進する。また、地震・津波災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、使用者に対して次の対策を講じるよう要請するとともに、緊急時連絡体制及び緊急資器材の整備を図る。

イ 使用者全戸への安全器具(ガス漏れ警報器、マイコンメーター等)の設置

ロ 耐震性・耐浪性の向上(ガス導管の地区分割・緊急操作設備の充実、高耐震性の継ぎ手の選択等)

ハ 各設備の定期点検等の着実な実施と、基準不適合設備の解消

ニ 周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)

- (2) 関東東北産業保安監督部東北支部は、ガス事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。
- (3) ガス事業者は、PE管等耐震性の高い導管への取替えを促進し、耐震化率の一層の向上を図るよう努める。
- (4) ガス事業者は、供給停止判断基準を見直し、供給継続・供給停止の可否判断の充実を図るよう努める。その際、あらかじめ、液状化による著しい地盤変位や盛土崩壊の可能性地区をリスト化し、これらを判断要素に盛り込む。また、特定製造所における感震自動ガス遮断装置の全数設置を促進する。
- (5) ガス事業者は、保安電力等重要な電気設備の想定津波高さに応じた津波・浸水対策を実施するとともに、津波による漂流物の衝突により導管が破損することによる二次災害の防止のため、衝突のおそれのある導管を特定し、関係する遮断装置をリスト化する等の津波対策に努める。

3 広報の実施

ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

第7 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び沿岸市町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震・津波に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策や、やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に設置する場合は、電気通信設備の上階設置等の耐浪性を推進する。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電とふくそう対策

津波警報等の情報を確実に伝達するため、非常電源の確保や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

第8 共同溝・電線共同溝の整備

県及び沿岸市町は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。

第8節 危険物施設等の予防対策

<主な実施機関>

県(総務部, 保健福祉部), 県警察本部, 沿岸市町,
関東東北産業保安監督部東北支部, 塩釜ガス(株), 石巻ガス(株), 古川ガス(株)

第1 目的

震災時において, 危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には, 周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため, 各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等, 地震・津波対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。

また, 各危険物施設や護岸等の耐震・耐浪性能の向上, 緩衝地帯の整備を図る。

第2 各施設の予防対策

各施設管理者は, 津波被災時における浸水対策, 緊急停止措置, 貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに, 応急措置又は代替措置により, 機能を速やかに回復することができるように計画を策定する。

また, 大容量泡放射システム運搬車両の確保や, 運搬経路の複数化, 地震・津波発生時の活動や防災組織との連携, 周辺住民の避難対策等について検討を行う。

第3 危険物施設

県内には, 石油等の危険物貯蔵所などが多数あり, 震災時においては破損, 火災等により, 危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられる。これらの施設については, 関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが, 県及び消防機関は, 発災した場合の被害を最小限に食い止めるため, 自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い, 地震・津波対策と防災教育の推進を図る。

なお, 石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については, 石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより, 予防対策の推進を図る。

1 安全指導の強化

危険物事業所の管理者, 危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため, 講習会等の保安教育を実施する。

2 施設基準維持の指導

危険物施設の設計基準については, 年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが, 法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

3 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

4 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般の県民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

5 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

第4 高圧ガス施設

- 1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。
- 2 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震化・津波対策や設備等の安全化を図る。
- 3 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第5 火薬類製造施設等

- 1 火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、地震・津波が発生した場合、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を行う。
 - (1) 定期自主検査、保安教育を確実に実施する。
 - (2) 製造施設・火薬庫の維持点検に努める。
- 2 (社)宮城県火薬類保安協会は、事業主、保安責任者及び従事者に対する保安教育講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- 3 消防関係機関は、(1)について立入検査等を通じて適宜指導・助言を行う。
- 4 県は、(1)について消防関係機関に対し、適宜助言を行うとともに、(2)について自主保安体制の確立・推進を支援する。

なお、警察は、安全性の確保のため火薬類を取り扱う製造業者・販売業者及び消費者等に対して、関係機関・団体と協力して指導、取締りを行う。
- 5 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底・自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第6 毒物・劇物貯蔵施設

1 毒物・劇物貯蔵施設の把握

県は、運搬する上で規制を受ける毒物・劇物(23種類)に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備(タンク等)を有する施設を把握しておく。

2 県は、県内毒物・劇物貯蔵マップを県内3地区(仙南、仙台、仙北)に分割し作成する。

3 県は、該当施設責任者に対し、施設ごとに危害防止規定を作成するよう指導する。

4 県は、該当施設を有する事業者に対し、広域的に対処するため、県毒劇物協会の下に組織化するよう働きかける。

5 県は、毒物の安全性の確保のため毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導を行い、警察は取締りを行う。

6 県毒劇物協会は、災害対策用連絡網及び支援体制(中和剤、防毒器具)を確立する。

7 県は、災害で散乱した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、体制の整備を図る。

第9節 防災知識の普及

<主な実施機関>

県(総務部, 教育庁), 沿岸市町, 第二管区海上保安本部, 仙台管区气象台,
東日本電信電話(株)宮城支店, 各防災関係機関

第1 目的

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり, 県民はその自覚を持ち, 平常時より, 災害に対する備えを心がけるとともに, 発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また, 災害時には, 近隣の負傷者, 要配慮者を助ける, 避難場所や避難所で自ら活動する, あるいは, 国, 公共機関, 地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど, 防災への寄与に努めることが求められる。

このため, 県, 沿岸市町及び防災関係機関は, 所属職員に対し, マニュアル等の作成・配付, 防災訓練等を通じて防災に関する制度, 自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え, 防災知識の普及に努める。また, 住民が自らを災害から守る「自助」, 地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に, 防災教育, 講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め, 自主防災思想の普及, 徹底を図る。

第2 防災知識の普及, 徹底

1 職員への防災知識の普及

災害発生時の県, 沿岸市町及び防災関係機関は, 災害対策の中核を担う機関であり, その役割は多岐にわたっている。また, それぞれの職員は所掌事務に係る分野での災害予防, 応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため, 職員に対する関係マニュアルの作成・配付, 研修会, 防災訓練等を通じて防災に関する制度, 自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え, 所掌事務を熟知させるとともに, 各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

防災教育は, 各部, 各課, 各機関にて行い, その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(7) 家庭及び地域における防災対策

2 住民への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

イ 総合防災訓練、講演会等の実施

県及び沿岸市町は、住民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させる。

ロ 防災とボランティア関連行事の実施

県及び沿岸市町は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

ハ 東日本大震災発生日の位置づけ検討

また、県及び沿岸市町は、東日本大震災の教訓を忘れず、津波への備えを普及・啓発するため、その発生日(3月11日)の位置づけについて検討する。

(2) ハザードマップ等の活用

イ 各種防災関連データの発信

県及び沿岸市町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

ロ リスクコミュニケーションの実施

県及び沿岸市町は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、ハザードマップ等を活用し、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有(リスクコミュニケーション)に努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る。

(3) 普及・啓発の実施

イ 津波の危険性等の周知

県及び沿岸市町は、防災関係機関と連携し、住民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

ロ 住民への普及・啓発事項

県及び沿岸市町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- ①地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動
- ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③地震・津波に関する一般的な知識
- ④災害危険性に関する情報
 - ・ 各地域における避難対象地区
 - ・ 孤立する可能性のある地域内集落 など
- ⑤避難行動に関する知識
 - ・ 宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること
 - ・ 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
 - ・ 大津波警報、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
 - ・ 標高が低い場所や沿岸部では津波警報でも避難すること
 - ・ 海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難すること
 - ・ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
 - ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - ・ 津波が河川を遡上すること
 - ・ 津波は長時間継続するので、津波警報が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けること。自己判断をしない
 - ・ 津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行うこと
 - ・ 各地域における避難地及び避難路に関する知識 など
- ⑥津波の特性に関する情報
 - ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
 - ・ 第一波が最大とは限らないこと
 - ・ 津波は繰り返し襲ってくること

- ・ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
- ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性 など

⑦津波に関する想定・予測の不確実性

- ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ・ 地震発生直後に発表される津波警報・注意報等の精度には一定の限界があること
- ・ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
- ・ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること
- ・ 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること など

⑧家庭内での予防・安全対策

- ・ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など

⑨災害時にとるべき行動

- ・ 近隣の人々と協力して行う救助活動
- ・ 自動車運行の自粛
- ・ その他警報・注意報発表時や避難指示、避難勧告等の発令時にとるべき行動
- ・ 避難場所での行動 など

⑩その他

- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- ・ 災害時の家族内の連絡体制の確保
- ・ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など

(4) 要配慮者及び観光客等への配慮

イ 要配慮者への配慮

県及び沿岸市町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

ロ 観光客等への対応

沿岸市町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、沿岸市町及び施設管理者は、津波注意、緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)を示す標識を設置する等、広報に努める。

(5) 災害時の連絡方法の普及

イ 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話株式会社宮城支店は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」の利用推進を図り、県及び沿岸市町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

ロ 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線 LAN スポットにおける wi-fi 接続サービスなどの普及を促進する。

(6) 相談窓口の設置

県及び沿岸市町は、地震・津波対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

(1) 関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

(2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震・津波災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

イ 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配付等を行う。

ロ 各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。

ハ 第二管区海上保安本部は、巡視船艇職員等による船舶への立入検査又は訪船指導の際に、防災関係資料の配付等を行う。

(3) 船舶への防災知識の普及

沿岸市町は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

イ 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下、「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する。

ロ 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。

ハ 港内で作業中(係留中)に津波警報等が発表されたら、直ちに陸上の避難場所

へ避難すること。

4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

(1) 津波ハザードマップの整備

イ ハザードマップの作成・周知

県及び沿岸市町は、津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

ロ ハザードマップの有効活用

県及び沿岸市町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

(2) 日常生活の中での情報揭示

イ 円滑な避難を支援するための情報揭示

県及び沿岸市町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

ロ 浸水高等を示す場合の留意点

県及び沿岸市町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

県及び沿岸市町は、観光地、観光施設、海水浴場、釣りスポット、鉄道駅及び乗船場といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水高、緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

5 ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

県及び沿岸市町は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

その中で、地震・津波発生時には、地震に伴う道路の損傷や一人ひとりの自動

車の使用により渋滞を招く可能性があることなど、ドライバーに対し、自動車による避難の危険性を徹底的に周知する。

(2) 運転中における発災時の対応の周知

県及び沿岸市町は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

6 社会教育施設や防災拠点の活用

県及び沿岸市町は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

第3 学校等教育機関における防災教育

1 学校等教育機関は、県及び沿岸市町、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

イ 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

ロ 地理的要件など地域の実情に応じ、津波等様々な災害を想定した防災教育を行う。

ハ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校時など校内外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

4 教育委員会及び社会教育関係機関は、県民向けの各種講座で防災に関する内容を取

り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。

- 5 県及び沿岸市町並びに教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために県内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市町単位で防災担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。

なお、私立学校においても、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に努める。

- 6 県及び沿岸市町並びに教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

- 7 県及び沿岸市町並びに教育委員会は、各学校等において、防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。

- 8 県、沿岸市町並びに教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、津波防災上必要な知識の普及に努める。

第4 県民の取組

県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努める。

- 1 食料・飲料水等の備蓄

概ね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

- 2 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

- 3 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

4 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

5 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

第5 防災指導員の養成

県は、地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者及び主に事業所における震災対策を推進する者を養成するための講習等を開設し、修了者を宮城県防災指導員として位置づけ、その活動の推進を図る。なお、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、講習等への女性の積極的な参加を促す。

1 目的

自治会、町内会、自主防災組織のリーダーや事業所において積極的に震災対策を推進する者など、地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得する。

2 主な講座内容

地震・津波災害に関する基礎知識、地震・津波に備えた防災手法、防災ボランティア、被災の形態と災害リスク、震災対策と地域連携、事業継続計画関連等。

3 開催場所

沿岸市町からの受講者推薦を受けて、地域別に開催する。

第6 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

県及び沿岸市町は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、県は、沿岸市町からの資料の収集体制の構築に努める。

2 伝承機会の定期的な実施

県及び沿岸市町は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害

の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、県民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3 石碑やモニュメントの継承

県及び沿岸市町は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

4 伝承の取組

県民は、自ら災害教訓の伝承に努める。県及び沿岸市町は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第10節 地震・津波防災訓練の実施

<主な実施機関>

県(総務部, 教育庁), 沿岸市町, 東北総合通信局, 各防災関係機関

第1 目的

各防災関係機関は地震・津波発生時に、県、沿岸市町、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、地震・津波防災訓練を行う。

第2 防災訓練の実施とフィードバック

1 定期的な実施

県及び沿岸市町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 地域の実情に応じた内容

県及び沿岸市町は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策について盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

3 具体的かつ実践的な内容

県及び沿岸市町は、津波災害を想定した訓練の実施に当たり、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

4 目的及び内容の明確な設定

県及び沿岸市町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

5 課題の発見

県及び沿岸市町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

6 フィードバック

県及び沿岸市町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要

に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3 県の防災訓練

1 総合防災訓練

(1) 全県的な規模での実施

県は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)、9月1日(防災の日)に総合防災訓練を実施する。訓練の方法として、展示型の訓練だけでなく、より実際の災害に近い状況で実践的な災害対応能力の向上を図る図上訓練を実施し、県内沿岸市町、防災関係機関、災害時応援協定締結団体等にも積極的な参加を求める。図上訓練については、沿岸市町においても導入されるよう研修等を行い、全県的な規模で実施されるよう努める。

(2) 県域を超えた訓練の実施

県は、広域に被害が及ぶ大規模災害や、考えうる様々な被害を想定の上、通信訓練等には国機関の協力も依頼し、また、広域応援協定締結道県についても相互に協力するなど、県域を越えた訓練の実施についても努める。

(3) 多様なシナリオの想定

県は、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等も想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。

(4) 複合災害時の訓練の実施

東日本大震災を教訓に「地震・津波・原子力の複合災害」等を想定し、複合災害発生時の本部事務局体制の検討、初動対応に係る手順の確認等を目的とした図上訓練や情報伝達訓練及び機関連携訓練の実施についても検討するとともに、市町村と連携した原発事故発災時の住民避難訓練等の実施にも努める。

(5) 総合防災訓練の内容

イ 6・12 総合防災訓練

県は、職員の非常招集訓練、緊急通信訓練、災害対策本部運用訓練等を実施する。

ロ 9・1 総合防災訓練

県は、毎年実施市町を定め、当該市町、防災関係機関等と調整を図りながら、実践的な訓練を実施する。

2 地域の実情に応じた訓練

県は、沿岸市町、防災関係機関と連携した津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な防災訓練を行う。

(1) 動員訓練及び本部運営訓練

(2) 津波警報等の情報収集、伝達訓練

(3) 警備及び交通規制訓練

3 沿岸市町の防災訓練への助言・指導

県は、沿岸市町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行う。

第4 沿岸市町の防災訓練

沿岸市町は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)、9月1日(防災の日)及び11月5日(津波防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。

この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

また、沿岸市町は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

(訓練内容)

- 1 災害対策本部運用訓練
- 2 職員招集訓練
- 3 通信情報訓練
- 4 広報訓練
- 5 火災防御訓練
- 6 緊急輸送訓練
- 7 公共施設復旧訓練
- 8 ガス漏洩事故処理訓練
- 9 避難訓練
- 10 救出救護訓練
- 11 警備、交通規制訓練
- 12 炊き出し、給水訓練
- 13 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練
- 14 水害防止訓練
- 15 自衛隊災害派遣要請等訓練
- 16 避難所運営訓練

17 その他

第5 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方自治体の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

1 実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項(シナリオ)については、過去の大震災の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

2 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

3 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

4 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

5 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

第6 通信関係機関の非常通信訓練

東北総合通信局，県，沿岸市町及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実にを行うため、原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

第7 学校等の防災訓練

- 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する学校等は、大津波警報，津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側，もしくは津波避難ビル等，津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。

- 2 校内外活動(自然体験学習, 校外学習を含む)等で海浜部を利用する場合は, 事前に津波防災学習を実施するとともに, 避難訓練の実施に努める。
- 3 津波災害を想定し, 地域, 保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 4 避難訓練を実施する際には, 障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 5 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め, 津波警報発表の際, 学校等が避難場所や避難所となることを想定し, 沿岸市町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第8 企業の防災訓練

- 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する企業は, 大津波警報, 津波警報発表を想定し, 浸水が予想される地域の外側, もしくは津波避難ビル等, 津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- 2 津波避難ビル等として指定されている場合は, 大津波警報, 津波警報発表の際, 企業が一時的な避難場所となることを想定し, 避難場所の運営訓練を実施する。
- 3 災害発生時に備え, 周辺自治体及び各自治会, 地域住民の方々並びに各企業・事業所による防災, 被害軽減のため「地域で助けあう共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

(訓練内容)

避難訓練

消火訓練

救急救命訓練

災害発生時の安否確認方法

災害発生時の対応(帰宅抑制事態, 帰宅方法, 自宅待機等)

災害時の危険物, 有害物の漏洩等の対処訓練

災害救助訓練

沿岸市町, 自治会, 他企業との合同防災訓練

施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第9 訓練及び普及内容

県及び沿岸市町等防災関係機関は, 津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るため, 啓発用の標識や多数の地域住民も参加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。

<考えられる訓練内容>

1	津波警報等, 津波情報等の収集, 伝達
	初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認, 操作方法の習熟の他, 同報無線の可聴範囲の確認, 住民等への広報文案の適否(平易で分かりやすい表現か)等を検証する。
2	津波避難訓練
	避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより, ルートや避難標識の確認, 避難の際の危険性等を把握しておく。歩行困難な者にとっては, 最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては民有地等に避難する必要があり, 地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また, 夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。
3	津波防災施設操作訓練
	①誰が, 何時, どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。 ②津波予想到達時間内に操作完了が可能か。 ③地震動等により操作不能となった場合の対応はどうするか。などの現実に起こり得る想定の中で訓練を実施する。
4	津波監視訓練
	高台等の安全地域からの目視, 監視用カメラ, 検潮器等の津波観測機器を用いて, 津波監視の方法の習熟, 監視結果の把握・理解, 災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

1 一般住民に対する内容

- (1) 強い地震を感じたとき, 又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは, 直ちに海岸から離れ, 急いで安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ, テレビ, 無線放送等を通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても, 大津波警報, 津波警報が発表されたときは, 直ちに海岸から離れ, 急いで安全な場所に避難する。津波注意報が発表されたときは, 直ちに海からあがって海岸に近づかない。
- (4) 津波は繰り返し襲来し, 第一波より後からの波の方が高くなることがあるので, 津波警報・注意報が解除され安全になるまで避難行動を止めない。
- (5) 津波注意報でも海水浴や磯釣り等は危険なので行わない。
- (6) 過去の経験から, 「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが, 押し波から始まることもあることから, 誤った認識により不適切な行動を取らない。

2 船舶に対する内容

- (1) 強い地震を感じたとき, 又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは, 津波が来る恐れがあることを念頭に, ラジオ, テレビ,

無線放送等を通じて情報入手に努める。

- (2) 津波警報・注意報等が発表された場合、以下の対応を基本とした避難行動をとること。

なお、沿岸市町とあらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

イ 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下、「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する等、人命を最優先に対処する。

ロ 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。

ハ 港内で作業中(係留中)に津波警報等が発表されたら、増し舳れを取る等、可能な流出防止措置を講じて直ちに陸上の避難場所へ避難すること。

ニ 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報等が解除され安全になるまで避難行動を止めない。

第11節 地域における防災体制

<主な実施機関>

県(総務部, 保健福祉部), 県警察本部, 沿岸市町

第1 目的

大規模地震・津波が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、県及び沿岸市町等は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団及び水防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1 自主防災組織の必要性

大規模地震・津波発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

地震・津波による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動に当たって

大規模地震・津波発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識の下に行動することが必要である。また、住民自身の地震・津波に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第3 自主防災組織の育成・指導

1 県の役割

- (1) 沿岸市町が行う自主防災組織育成事業について、必要な支援を行う。
- (2) 沿岸市町と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、講習会等を開催し、自主防災組織の活性化、リーダーの育成推進を図る。また、女性の積極的な参加を促し、女性リーダーの育成に努める。
- (3) 沿岸市町と協力し各種普及啓発事業を通して自主防災の重要性を県民に呼びかけ、組織化を推進する。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努める。

- (4) 県は自主防災組織の連携強化を図るため、沿岸市町と協力し県自主防災組織連絡協議会の設置について検討する。

2 沿岸市町の役割

沿岸市町は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

- (1) 沿岸市町は自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。
- (2) 沿岸市町は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について考慮する。
- (4) 沿岸市町は地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、沿岸市町自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

イ 防災訓練への参加

災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう県及び沿岸市町等が実施する防災訓練へ参加する。

ロ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ハ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する。

ニ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

ホ 救出・救護訓練の実施

救助用資機材を使用した漂流者等の救出活動及び負傷者や溺れた者、家屋の

倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者などに対する応急手当の方法等を習得する。

へ 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、沿岸市町担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

2 地震・津波発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して沿岸市町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決める。

イ 地域内の被害情報の収集方法

ロ 連絡をとる防災関係機関

ハ 防災関係機関との連絡方法

ニ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者、津波に流され漂流している者や溺れた者等が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってして

も救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

(4) 避難の実施

沿岸市町長の避難勧告又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(イ) 市街地……………火災、落下物、危険物

(ロ) 山間部、起伏の多いところ……………崖崩れ、地すべり

(ハ) 海岸地域……………津波

(ニ) 河川……………決壊・氾濫

ロ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のもの。

ハ 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。

(5) 避難所開設・運営への参画

災害発生時には、沿岸市町の担当職員が被災し避難所への参集が遅れることなども想定されることから、避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参画するよう努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、沿岸市町が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

3 警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関し、助成・支援を行う。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

沿岸市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に

2-1-1 地域における防災体制

応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として沿岸市町防災会議に提案するなど、当該地区の沿岸市町と連携して防災活動を行う。

沿岸市町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう沿岸市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、沿岸市町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第12節 ボランティアの受入れ

<主な実施機関>

県(環境生活部, 保健福祉部, 経済商工観光部, 土木部), 東北地方整備局,
日本赤十字社宮城県支部, 社会福祉協議会, ボランティア関係団体, 沿岸市町

第1 目的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体や NPO 等(以下、「ボランティア関係団体」という。)は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、行政機関等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの受け入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第2 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

1 生活支援に関する業務

- (1) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 炊き出し, 食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け, 輸送
- (4) 高齢者, 障害者等の介護補助
- (5) 清掃活動
- (6) その他被災地での軽作業

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療, 看護, 保健予防
- (2) 被災建築物の応急危険度判定
- (3) 被災宅地の危険度判定
- (4) 外国人のための通訳
- (5) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (6) 高齢者, 障害者等への介護
- (7) アマチュア無線等を利用した情報通信事務

- (8) 公共土木施設の調査等
- (9) IT機器を利用した情報の受発信
- (10) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 災害ボランティア活動の環境整備

県及び沿岸市町は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア関係団体との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

第4 専門ボランティアの登録

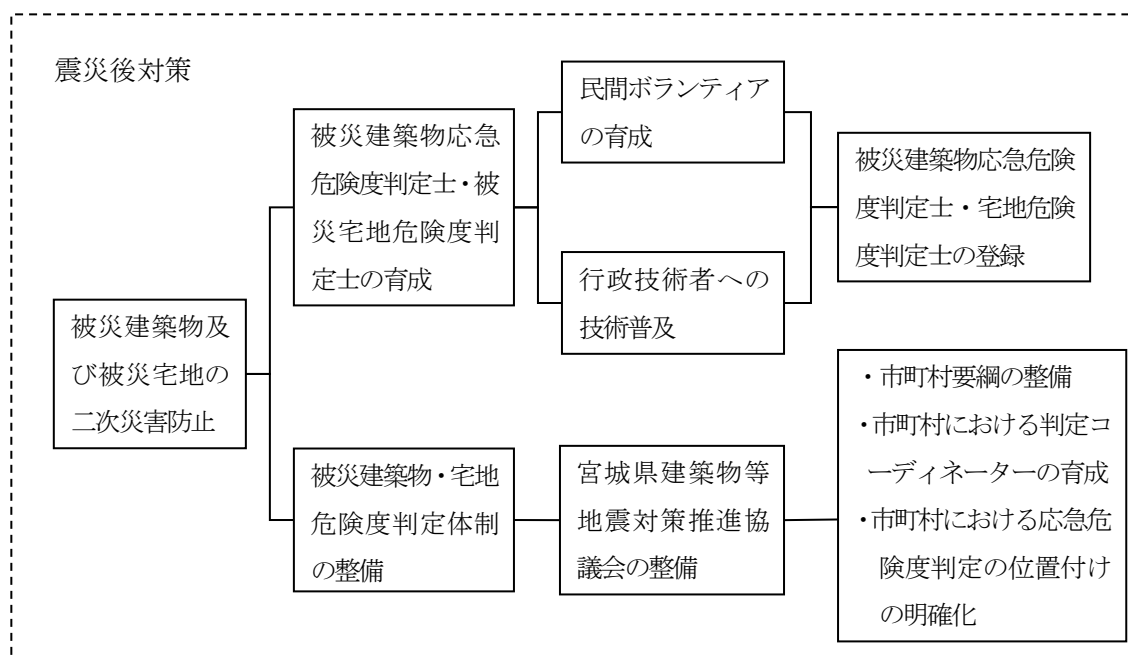
平成9年3月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

被災建築物応急危険度判定は地震で被災した建築物について、被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、それぞれその後の余震などによる二次災害の防止を目的として、その安全性を判定するものである。

県は、こうした判定作業にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動をとおして、沿岸市町要綱整備の指導及び判定コーディネーターの育成等に努める。

宮城県建築物等地震防災総合対策フロー(部分)



2 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらおうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。

東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設等の被害状況を把握する。

3 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し県や沿岸市町の職員だけでは十分な対応ができない。そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成もあわせて行う。

第5 一般ボランティアの受入れ体制

1 一般ボランティアの受入れ体制づくり

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアの受け入れは、社会福祉協議会及びNPO等連携団体が中心となって、沿岸市町レベル、県レベルの2段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。

(1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生した場合、ボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保及び連携強化に努める。

(2) ボランティア受け入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受け入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) 受入れ体制の整備

社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入れのための体制を構築するよう努める。

(4) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2 行政の支援

(1) NPO等との連携

県及び沿岸市町は、災害ボランティアの受け入れに必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりを、社会福祉協議会、NPO支援組織等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

(2) 広域でのサポート体制の構築

県は、大規模災害発生時の災害ボランティアセンターの設置・運営に備え、県内外を含め、広域でのサポート体制を構築しておくよう努める。

第6 日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置

大規模地震災害時等においては、行政等の救護機関だけによらず自主的できめ細かなボランティア活動が必要となってくる場合がある。

日本赤十字社宮城県支部では、災害発生後、災害の規模等を考慮した上で、赤十字防災ボランティアセンターの設置を決定する。

1 赤十字防災ボランティア(以下、「防災ボランティア」という。)

災害時に日本赤十字社宮城県支部の調整の下に災害救護活動等の補助的活動を行うため、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとして登録し、その能力、労力、時間等を、自主的に無報酬で提供するすべての個人又は団体をいう。

2 防災ボランティアの養成

適宜、必要な研修・訓練として「防災ボランティア養成研修会」等を開催し、防災ボランティアを養成するとともに、防災ボランティアの中から防災ボランティアリーダーの養成も図る。

なお、防災ボランティアリーダーは、防災ボランティアセンターの運営・管理にも携わる。

3 活動内容

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、被災地ニーズを調査し、各人又は各団体の技能や特色を生かした活動を積極的に行う。

4 関係機関との連携

防災ボランティア活動を円滑に実施するため、活動場所・活動内容等について、常に関係機関との密接な連絡体制維持に努める。

第13節 企業等の防災対策の推進

<主な実施機関>

県(総務部, 経済商工観光部)

第1 目的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震・津波発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、防災活動を推進する必要がある。

(2) 事業継続上の取組の実施

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(3) 事業継続計画(BCP)の策定

事業継続計画(BCP)においては、災害発生後の緊急時対応(人命救助、安否・安全確認等)と復旧対応(片付け、施設・設備復旧等)を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。

(4) 帰宅困難者対策の実施

地震・津波発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

2 県、沿岸市町及び防災関係機関の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

県、沿岸市町、防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業防災の取組支援

県及び沿岸市町は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定及び事業継続マネジメント(BCM)構築等に向けた企業からのニーズへの対応に取り組む。

(3) 企業の防災力向上対策

県及び沿岸市町は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

第3 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な地震・津波災害が発生した場合には、行政や県民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- 8 施設耐震化・耐浪化の推進
- 9 施設の地域避難所としての提供
- 10 地元消防団との連携・協力
- 11 コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- 12 大型の什器・備品の固定

第14節 津波調査研究等の推進

<主な実施機関>

県(総務部), 沿岸市町, 防災関係機関

第1 目的

地震・津波に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などで行われてきているが、これらの機関と連携し、総合的に推進する。

第2 県における調査

- 1 地震地盤図の作成(昭和54～58年度)
- 2 地震被害想定調査等の実施
 - (1) 第一次地震被害想定調査(昭和59～61年度)
 - (2) 第二次地震被害想定調査(平成7～8年度)
 - (3) 第三次地震被害想定調査(平成14～15年度)
 - (4) 第四次地震被害想定調査(平成22～23年度 東日本大震災の発生により中止)
- 3 津波被害想定調査の実施
 - (1) 津波被害想定調査(昭和59～61年度)
 - (2) 津波浸水域予測図の作成(平成14～15年度)
- 4 主要活断層の調査
 - (1) 長町～利府線断層帯(平成7～12年度)
 - (2) 仙台平野南部地域地下構造調査(平成14～16年度)

第3 調査研究の連携強化

津波対策として、平成15年に発足した宮城県津波対策連絡協議会などを中心に産学官の連携体制(ネットワーク)を整備し、地域の津波防災力の向上を図る。

第4 津波監視システムの整備

沿岸市町は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、監視カメラによる監視の実施など、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

第5 被災原因の分析及びフィードバック

被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ県又は市町に報告するよう努める。県又は沿岸市町は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確

化等適切な措置を講じるよう努める。

第6 防災対策研究の国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、県及び沿岸市町は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第15節 津波監視体制，伝達体制の整備

<主な実施機関>

県(総務部，農林水産部，土木部)，県警察本部，沿岸市町，第二管区海上保安本部，東北地方整備局，仙台管区气象台，東日本電信電話(株)宮城支店

第1 目的

津波発生の際に速やかに警戒態勢がとれるよう，津波監視・観測体制の整備や情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。

また，三陸沿岸地域においては，他県との調整を行い，県境を越えた情報連絡・提供などの連携に努める。

第2 津波の観測体制の整備

仙台管区气象台では，地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い，観測結果に基づく迅速な津波警報・注意報，津波情報等の発表及び伝達に努める。

(1) 津波警報等の種類

イ 大津波警報，津波警報，津波注意報の発表等

気象庁は，地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し，これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め，津波による災害の発生が予想される場合には，地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を発表する。なお，大津波警報については津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは，通常は数値で発表する。ただし，地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから，推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は，予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は，地震発生からおよそ15分程度で，正確な地震規模を確定し，その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にはとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため，沿岸部や川沿いにいる人は，ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え，3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上，1m以下の場合であって，津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 「津波の高さ」とは，津波によって潮位が高くなった時点における潮位と，その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって，津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ロ 津波警報等の留意事項

- (イ) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合，津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (ロ) 津波警報等は，最新の地震・津波データの解析結果に基づき，内容を更新する場合がある。
- (ハ) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合，津波警報等の解除を行う。このうち，津波の観測状況等により，津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には，津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に，海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

第3 津波監視体制の整備

1 津波観測機器の維持・整備

沿岸市町は，津波襲来の直前監視を行うため，潮位計，水圧計，超音波式津波監視装置等の津波観測機器の維持・整備に努める。

2 観測情報の共有化

県，沿岸市町及び防災関係機関は，各観測機器から得られた情報の共有化に努める。

3 伝達体制の整備

東北地方整備局は，GPS波浪計の沖合波浪観測情報を速やかに関係地方公共団体等へ伝達できる体制の整備を推進する。

県内津波観測施設等設置箇所一覧

設置箇所	東北地方整備局	仙台管区気象台	市町・消防本部	計
仙台市	2	1		3
石巻市	2	1		3
塩竈市			塩釜地区消防事務組合(1)	1
気仙沼市			気仙沼市(5)	5
松島町			塩釜地区消防事務組合(1)	1
計	4	2	7	13

第4 津波警報・注意報，避難指示等の伝達体制の整備

1 県の対応

県は，総合防災情報システム「MIDORI」を活用し，仙台管区気象台からの津波警報・注意報等を迅速に沿岸市町に伝達するとともに，職員が所持する携帯電話等へ自動的に転送し，初動体制の確立を図る。

2 沿岸市町の対応

(1) 避難指示等の発令基準の設定

イ 発令基準の策定・見直し

沿岸市町は，津波警報等の内容に応じた避難勧告，避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては，災害の危険度を表す情報等の活用について，それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

ロ 発令基準策定の支援

県は，沿岸市町による発令基準の策定や見直しを支援する。

ハ 伝達体制の整備

県及び沿岸市町は，津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても，住民等の円滑な避難や安全確保の観点から，津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

ニ 国又は県に対する助言の要請

沿岸市町は，避難勧告又は指示を行う際に，国又は県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておく。

(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

イ 多様な情報伝達手段の確保

沿岸市町は，さまざまな環境下にある職員や住民等に対し，津波警報・注意報等の伝達手段として，同報無線の整備を促進し，耐震化，停電対策，燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに，サイレン，広報車のほか，関係事業者の協力を得ながら，テレビ，ラジオ(コミュニティFM放送を含む)，携帯電話(緊急速報メール機能を含む)，ワンセグ等，多数の手段を確保し，迅速な避難行動がとれるよう避難路，避難場所の周知を図る。

ロ 確実な伝達方法の確保

沿岸市町は，気象庁からの津波警報・地震情報等の迅速かつ確実な受信のため，全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を整備すると共に，同報無線との自動起動を推進する。

また，沿岸市町は，障害に強い伝達体制の整備と併せ，いわゆるプッシュ型の情報伝達も充実させるとともに，雑音に強い高品質な音声での通話・放送が可能となるようデジタル化を推進する。

ハ 自動車運転者対策

県及び沿岸市町は，走行中の自動車に対し，大津波警報・津波警報の発表状況，浸水想定区域，交通規制や迂回路，避難場所等に関する情報を伝達する手段として，カーラジオ，カーテレビ，カーナビゲーションシステム等の車載機器を活用した方策を検討する。

ニ 海域海岸利用者対策

県及び沿岸市町は，海域海岸利用者に対し，防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え，色や光等視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段の普及に努める。その際，他地域の状況を踏まえつつ，可能な限り統一的な手法が用いられるよう考慮する。

ホ 要配慮者対策

県及び沿岸市町は，字幕放送や手話放送，多言語放送等に加え，要配慮者が災

害時に安全を確保し，必要な情報を入手し得る方策について，十分検討を行うよう努める。

(3) 伝達内容の検討

沿岸市町は，大津波警報，津波警報，避難勧告等を住民に周知し，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容，予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際，要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。

(4) 多様な条件下の考慮

沿岸市町は，夜間，休日の情報伝達体制についても整備しておく。さらに，多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し，レジャー客，水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

(5) 津波地震や遠地地震の考慮

沿岸市町は，強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては，住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう，災害発生時刻によらず，津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

3 警察の対応

警察は，津波警報・注意報等が発表された場合の各警察署，関係機関への通報伝達体制，情報通信施設及び機器等の整備を図る。

4 第二管区海上保安本部の対応

(1) 迅速・的確な伝達体制の確立

イ 関係機関等に対する伝達

あらかじめ定めた津波警報等発表時の伝達系統図に従い，迅速・的確な情報提供を行う。

ロ 港内在泊船舶等に対する伝達

漁協・代理店等を通じて伝達するとともに，船艇・航空機を巡回させ，拡声器，たれ幕等により周知する。

ハ 航行船舶等に対する伝達

航行警報，安全通信等により周知する。

ニ 港内作業員及び釣り客・海水浴客に対する伝達

工事作業会社，釣具店・海水浴場管理者等を通じて伝達するとともに，船艇・航空機を巡回させ，拡声器，たれ幕等により周知する。

(2) 情報伝達訓練等の実施

迅速・的確な津波警報・注意報等の情報伝達を図るため，定期的に伝達訓練を実施するとともに必要に応じて連絡系統図の見直しを行う。

5 東日本電信電話株式会社の対応

(1) 津波情報伝達の迅速化，確実化

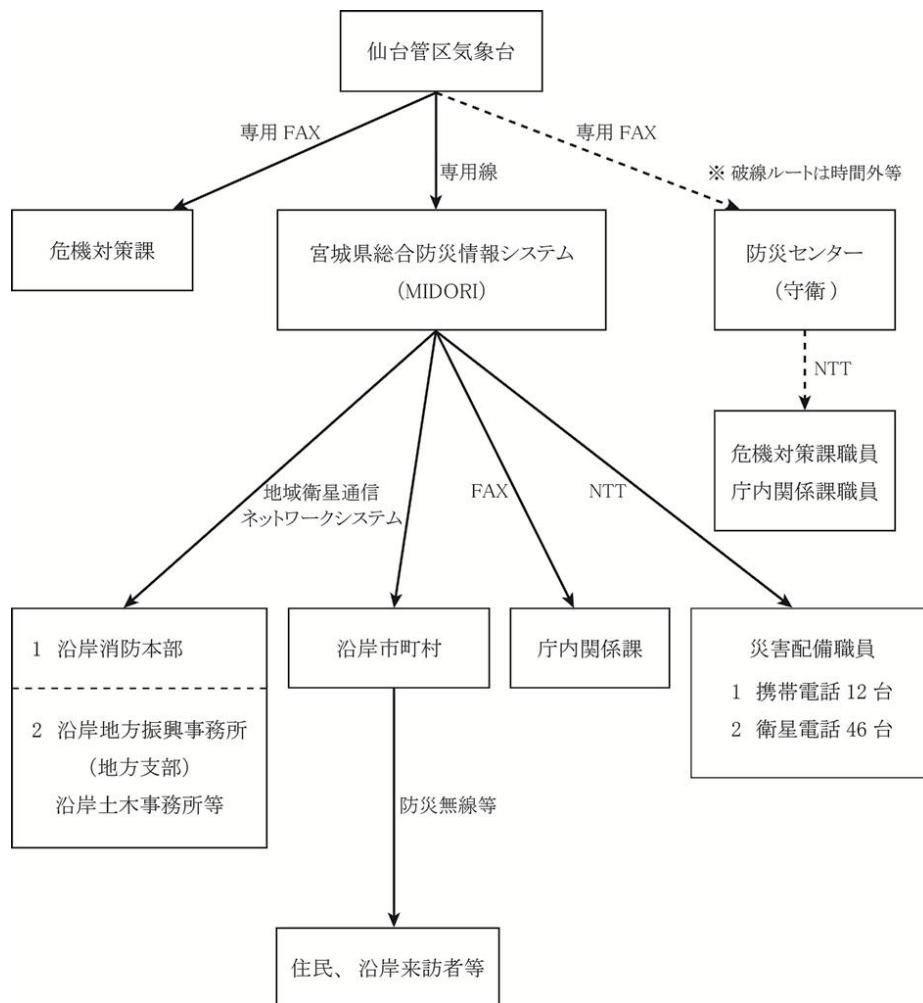
気象業務法に基づき，気象庁から大津波警報，津波警報の通知を受けたときは，直ちにその津波警報を関係市町村に対し迅速，確実な警報伝達に努める。

(2) 津波警報等伝達試験の実施

津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため，定期的にデータの送受信試験を実施し，伝達漏れ等の防止を図る。

第5 役割・責任等の明確化

県は，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努める。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。



第16節 情報通信網の整備

<主な実施機関>

県(総務部, 震災復興・企画部, 土木部), 県警察本部, 沿岸市町, 各防災関係機関,
各放送会社

第1 目的

大規模震災時・津波発生時には, 固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから, 県, 沿岸市町及び防災関係機関は, 情報の収集・伝達手段の複数化, ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに, 防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化・耐浪化や非常電源の確保, サーバの負荷分散を図り, 災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

また, 放送機関については, 被害状況の報道, 県民への的確な情報の提供が強く求められていることから, 放送用施設の耐震化・耐浪化等に努める。

第2 県における災害通信網の整備

1 情報伝達ルートの多重化

県は, 沿岸市町及び防災関係機関と連携し, 災害時における緊急情報連絡を確保するため, 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに, 有・無線系, 地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

2 県防災行政無線の整備拡充

地震・津波による被害が被災地地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え, 県は, 市町村, 他都道府県, 国その他防災関係機関との連絡が, 相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達の多ルート化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備及び明確化など有事即応体制の確立に努める。

(1) 災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため, 地域衛星通信ネットワークの衛星系地球局を県庁, 合同庁舎, 市町村, 消防本部, その他重要な防災関係機関等に設置し, 通信体制の充実・強化を図り運用する。

(2) 衛星系通信網の映像設備においては, 高性能な第2世代ネットワーク設備を早期に整備し, 併せて関連する地上系・有線系の充実・強化を図る。

3 県と国を結ぶ防災無線網等の整備

(1) 災害対策基本法, 消防組織法(昭和22年法律第226号)等に基づき, 災害時等において県と総務省消防庁との間における情報伝達に必要な通信の確保のため, 消防庁消防防災無線網を整備し運用する。

(2) 防災情報の早期収集, 情報伝達の迅速化等の災害対策に万全を期すため, 内閣

総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部等との間に、緊急連絡用の無線回線(中央防災無線)を整備し運用する。

4 総合防災情報システムの機能拡充

県は、「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」(以下「MIDORI」という。)を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達する。

また、県は、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化するとともに、沿岸市町、消防本部等が、各種被害情報をMIDORIに直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。

各種被害情報や防災情報は、県で収集管理し、県内住民に対し、様々な公共メディアを通じて情報提供を行うよう努める。

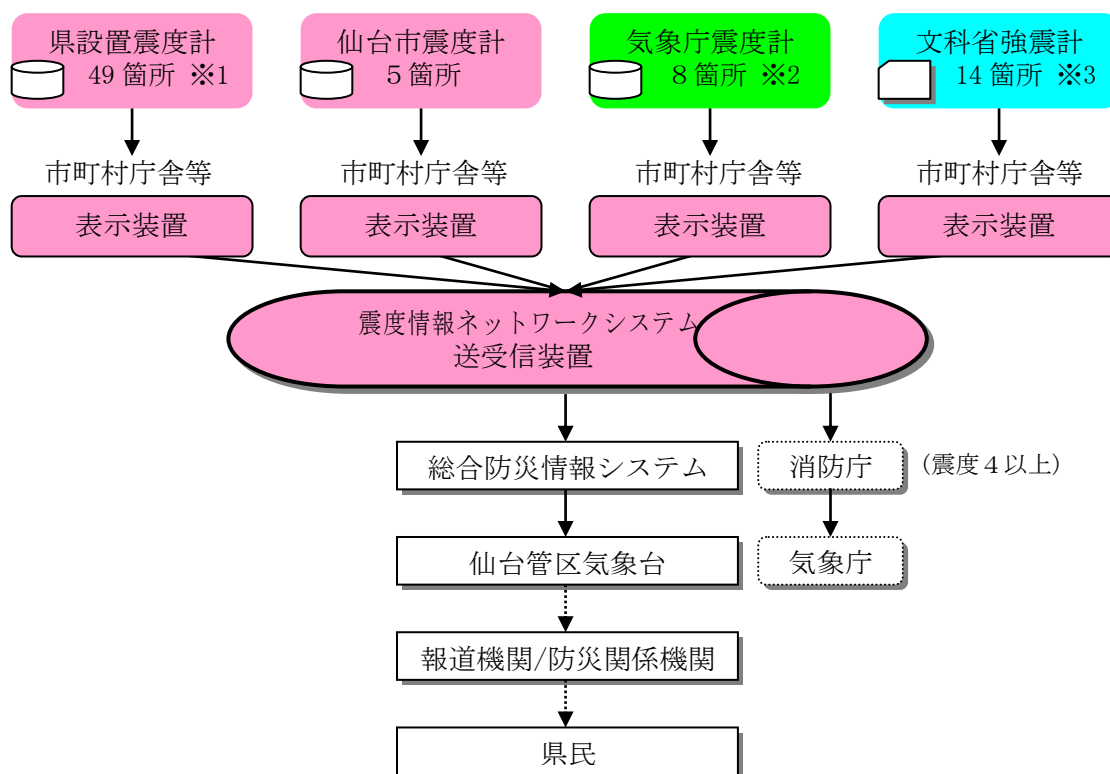
今後、さらにMIDORIの機能拡充により、急速に発展する情報ネットワークや技術革新に対応する。

- (1) 仙台管区気象台から受信した気象警報等は、地域衛星通信ネットワークを活用して沿岸市町や消防本部等の防災関係機関に自動配信する。
- (2) 防災担当者が所持する携帯電話に気象警報及び震度情報(震度4以上)、津波警報・注意報を一斉伝達し、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制の確保を図る。

5 震度情報ネットワークシステムの整備

県内各市町村に震度計等を設置し、即時に県内各地の震度情報を県に収集することを目的に、震度情報ネットワークシステムを運用し、地震・津波発生時の迅速な初動体制、被害推定、応急対策活動を図る。

今後、さらに仙台管区気象台などの関係機関と連携し、システムの機能充実に努める。



震度情報ネットワークシステム概要図

※1 県設置震度計 下記以外の市町村

※2 気象庁震度計 大崎市(旧古川市), 気仙沼市, 柴田町, 松島町, 涌谷町, 栗原市(旧栗駒町), 登米市(旧中田町), 南三陸町(旧志津川町) (気象庁震度計 13基のうちネットワークに接続のもの8基)

※3 文科省強震計 仙台市(宮城野区), 石巻市(旧石巻市, 旧北上町, 旧牡鹿町), 塩竈市, 白石市, 角田市, 岩沼市, 大和町, 大崎市(旧鳴子町), 栗原市(旧築館町), 登米市(旧東和町, 旧豊里町), 南三陸町(旧歌津町)

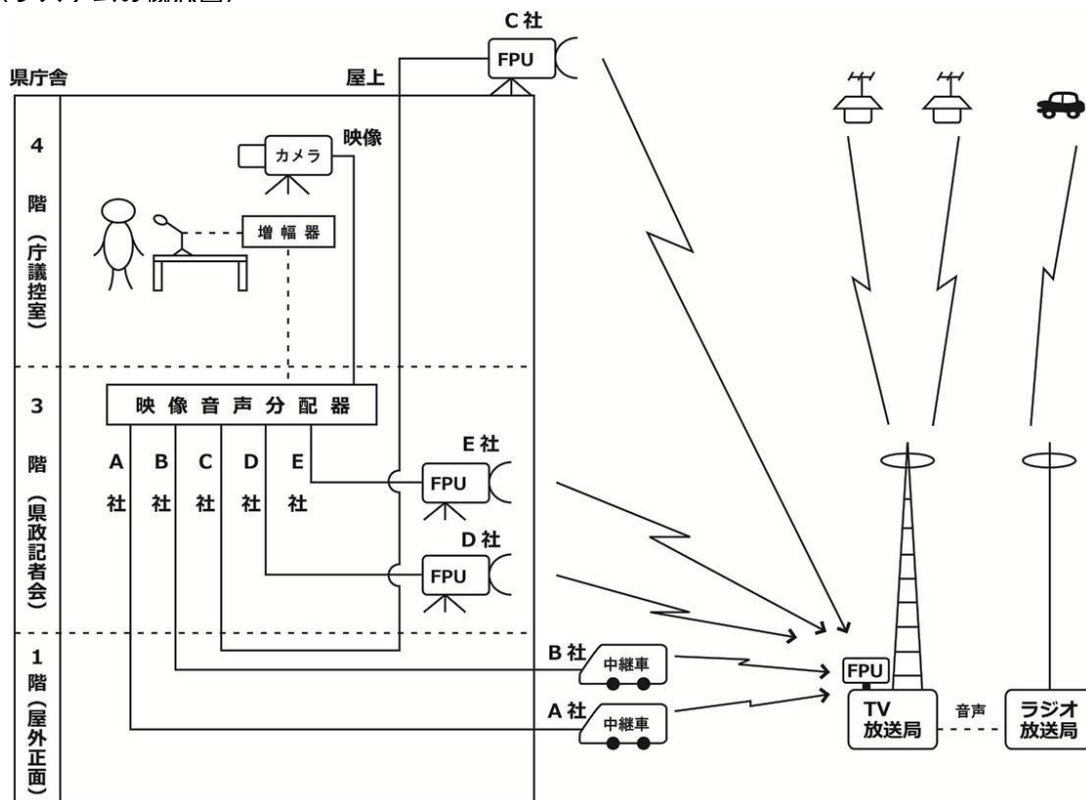
6 大規模災害時緊急情報連絡システムの整備

地震や津波等による大規模・広範囲な災害が発生したときに, 県が保有する正確かつ適切な最新情報(避難指示・勧告, 被害状況等)をテレビ・ラジオ等を通して, 知事等が直接リアルタイムで県災害対策本部(庁議室)の控室にあるテレビスタジオから県民に提供するシステムを整備し運用する。

〈システムの流れ〉

大規模災害の発生→知事が放送5社(NHK・東北放送・仙台放送・宮城テレビ・東日本放送)に対して放送の実施を要請→放送5社受諾→放送(行政庁舎4階庁議控室をテレビスタジオとして、NHKが代表取材し、民放4社に分配)

〈システムの概念図〉



(1) 画像伝送システムの整備

被災現場の状況等を県警及び仙台市消防局，陸上自衛隊，東北地方整備局，第二管区海上保安本部からのヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)，固定カメラ等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等の中核機関に伝送する画像伝送システムを整備し運用する。

(2) 多様な情報収集手段の活用

県は，機動的な情報収集活動を行うため，航空機，巡視船，車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備の推進に努める。

8 インターネットの活用

(1) 住民への情報提供

災害時における住民等への関係情報を迅速，的確に行うため，システムの安定

的な運用に努める。

イ インターネット情報提供システムの安定的運用

ロ 総合防災情報システムとの連携による情報提供

ハ 道路交通情報の提供

(2) 広域的な情報提供

大規模災害時における被害情報を県外に広く伝えるため、ホームページを活用する。

9 非常通信体制の整備

(1) 非常通信計画の作成等

県は、国、沿岸市町その他防災関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化などの体制確立に努め、東北総合通信局及び東北地方非常通信協議会と連携しつつ、非常通信計画や手引きの作成、非常通信訓練の実施、無線設備の総点検を行い、非常通信体制の整備に努める。

(2) 重要機関・部局との連絡体制の確保

県は、消防庁など重要機関との連絡網について、ふくそうなどの影響をうけない連絡手段を確保するよう努めるとともに、初動時に通信確保の必要性が特に高い部局や求められる台数等について、通信事業者等からの衛星携帯電話等の調達や関係部局への配布リストを事前に整理するなど、通信体制の確保に努める。

10 災害関連情報等分析体制の整備

県は、収集した災害関連情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

11 地域住民等に対する通信手段の整備

(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備

県は、沿岸市町と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 情報伝達手段の確保

県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、公共情報コモンズを介し、ケーブルテレビ(CATV)、コミュニティFM等のメディアの活用、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、衛星携帯電話やワンセグ、データ放送及びツイッターなどのソーシャルメディア等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

12 津波情報伝達システムの構築

県は、津波情報伝達システムの構築に向け、国・沿岸市町と連携して推進するよう努める。

13 非常用電源の確保

県は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等に努める。

14 マップ・GIS等の活用

県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、消防防災GISの活用や、災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るよう努める。

15 被災者支援システムの活用

県は、災害発生時に、被災者の生活再建に向けて必要となる膨大な行政事務を効率的に行うため、ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有システムの整備充実に努める。

第3 沿岸市町における災害通信網の整備

1 情報伝達ルートの多重化

沿岸市町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実に努める。

2 沿岸市町防災行政無線等の整備拡充

沿岸市町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、必要に応じ同報無線や市町村防災行政無線等の導入に努める。

防災行政無線設備整備沿岸市町においては、消防庁より伝達される津波警報・注意報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については耐震性・耐浪性の強化に努める。

3 職員参集等防災システムの整備

沿岸市町は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した震度情報ネットワークシステム等を利用し、沿岸市町職員が緊急的に自主参集できるシステムの構築を検討するとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

4 地域住民等に対する通信手段の整備

(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備

沿岸市町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 情報伝達手段の確保

沿岸市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、県が計画する公共情報コモンズを介し、NHK、民報放送、CATV、コミュニティFM等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、データ放送等のほか、各種ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

なお、沿岸市町防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

(3) 要配慮者への配慮

沿岸市町は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

5 孤立想定地域の通信手段の確保

沿岸市町は、津波発生時に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

6 非常用電源の確保

沿岸市町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等に努める。

7 大容量データ処理への対応

沿岸市町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図るよう努める。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置に努める。

第4 防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関は、大規模災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用又は無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、県及び沿岸市町等と連携強化を図られるよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については、耐震性・耐浪性の強化に努める。

1 消防無線通信施設

(1) 連絡体制の整備

消防機関においては、災害時における情報伝達が確実にできるように連絡体制を整備する。消防機関の無線通信施設として固定局、基地局のほか、車載、携帯等の移動局を整備し、常日頃から無線通信施設の保守点検等保守管理体制の充実を図り、災害時の通信手段の確保に努める。

(2) 消防無線通信施設の整備推進

県は、沿岸市町、消防機関に対して消防無線通信施設の整備を指導し、沿岸市町、消防本部はこれらの整備推進に努める。

なお、消防救急無線についても、ふくそうの緩和やデータ通信、秘匿性の向上による利用高度化の観点から、デジタル化を推進するとともに、大規模災害時における適切な無線統制体制の構築や衛星通信、防災行政無線等の代替的手段の活用についても検討する。

2 警察情報通信施設

警察は、災害時の情報手段を確保するため、次の事項について推進を図る。

- (1) 情報通信施設の耐震性・耐浪性の強化を図る。
- (2) 定期的に非常電源の設備の保守点検を行い、機器の保全に努める。
- (3) 災害時の応急復旧のための出動体制等の整備を図る。

第5 放送施設の整備

1 日本放送協会仙台放送局

(1) 現況

公共放送としての協会の使命を達成するため、地震災害に際しては、速やかに取材放送体制を確立し、放送の送出及び受信を行う。そのため、平常時から以下の項目について整備を進めるとともに、職員に対する防災教育や各種防災訓練を実施している。

- イ 局舎及び放送施設の耐震対策
- ロ 非常持出機器の指定及び整備
- ハ 消耗品、器材等の一定量の常備
- ニ 無線中継状態の把握
- ホ 移動無線機等の伝播試験
- ヘ 緊急交通路の調査
- ト 局舎・送信所等が被災した場合の仮設放送設備の確保
- チ その他必要と認められる事項

(2) 計画目標

放送を確保するため、施設面では、局舎等の耐震補強、放送設備・機器等の耐震対策を一層推進する。また、地震・津波情報、災害情報等を迅速かつ正確に放送するため、緊急初動体制を強化するとともに、通信・連絡設備の充実を図る。

(3) 実施計画

放送施設・設備・機器等については、耐震補強対策を継続して実施する。

非常災害対策マニュアルを定期的に見直し、緊急初動体制の一層の強化を図る。

また、衛星を利用した通信・連絡設備の充実を図るとともに、定期的に訓練を行い、非常災害対策の強化に努める。

2 東北放送株式会社

(1) 現況

東日本大震災の反省を踏まえ、全社的な「事業継続計画」を策定し、合わせて緊急報道マニュアル「地震・津波等緊急事態報道～初報・初動体制のために～」を改定した。これらと合わせ、以下の項目については整備を進めてきた。

- イ 局舎及び放送施設の耐震対策
- ロ 初動体制の迅速な確立
- ハ 非常用(代替)放送設備の充実・拡充
- ニ 放送確保のための食料品・消耗品などの備蓄

(2) 計画目標

「事業継続計画」に基づき、まずは災害発生から48時間は自力で、その後は系列局の応援を得て放送を継続できるよう対策を充実させる。

- イ ライフラインが停止しても48時間は自力で放送が出せるような設備の整備

- ロ 系列局を含めた外部からの応援・支援体制の整備
- ハ 情報収集のための体制・設備の整備
- ニ 目標に合わせた食料品・消耗品の備蓄の充実

(3) 実施計画

「事業継続計画」に基づく訓練を年 1 回実施する。また、緊急報道マニュアル「地震・津波等緊急事態報道～初報・初動体制のために～」に基づく初動訓練も随時実施する。

情報収集のために行っている「TBC タクシー防災レポーター制度」については、引き続き年度計画で研修会等を開き充実に図る。

3 株式会社仙台放送

(1) 現況

非常災害に際し、放送機能の維持確保を図るため「非常災害基本マニュアル」を策定し、これに基づき定期的に非常災害訓練を実施している。

万一、仙台放送が発局としての機能を一時的にでも果たせなくなった場合は、系列の隣接局又はキー局がカバーできるように年 1 回系列でも非常災害訓練を実施している。

本社演奏所、主たる送信所においては、非常用電源設備、予備送信機を設置し、予備中継回線、重要棚器の耐震工事、燃料確保、動員計画等を配している。

(2) 目標

地震等災害発生に備え、放送を通した的確な情報伝達の機能を果たすため、施設の耐震補強、放送設備・機器等の耐震対策を推進する。

緊急初動体制を強化するとともに、放送機器や回線に障害が発生したときの緊急対策を整備する。

パソコン通信、アマチュア無線の活用についても積極的に取り入れる。

従業員の防災思想の高揚に努め、災害対策、非常時対応の知識を周知徹底する。

(3) 実施計画

定期点検を充実させ非常災害に備えるよう放送設備の整備保全に努める。

また、インターネットや衛星電話など新技術の導入による通信・連絡設備を整備し、これらに基づく実践的な訓練を通じて非常災害対策の充実・強化を図る。

4 株式会社宮城テレビ放送

(1) 現況

大規模災害に備え、放送業務を遂行するための「非常災害対策要綱」を策定している。これに基づき放送設備の充実に図っている。

イ 大規模災害に備え、非常用発電・バッテリーによる放送電源確保のための整備を行っている。

- ロ 親局，中継局・その他放送施設の点検を定期的に行っている。
- ハ 「非常災害情報対策要綱」以外に，各部門の「緊急対応マニュアル」を作成し，意識の啓発を行っている。

(2) 計画目標

- イ 災害時の電源確保のため，送信所・演奏所の電源供給ルートの2重化
- ロ 停電対策として非常用発電機の2台化
- ハ 親局—演奏所間の回線の2重化

(3) 実施計画

- イ 親局の障害に備え，親局2台化実施(H24年度)
- ロ マスター設備障害対策のため，簡易送出装置導入(H24年度)
- ハ 演奏所—親局間回線障害対策機器の導入(H24年度)
- ニ 室根山マイクロ中継基地の無停電化(H24年度)

5 株式会社東日本放送

(1) 現況

- イ 地震災害に際し放送機能の維持確保のため「非常災害対策規定」を策定し，これに基づき放送施設の防災及び緊急放送体制の充実を図っている。
- ロ 非常災害の放送機能の維持確保のため，機材の点検整備・耐震対策を実施している。
- ハ 本社演奏所，主たる送信所においては非常用電源設備，常時並列運転送信機の設備，予備中継回線，重要機器の耐震工事，燃料確保，動員計画等を配している。

(2) 計画目標

- イ 放送設備の倒壊防止対策
 - ロ 無停電電源装置施設
 - ハ 局舎の耐震補強
 - ニ 空中線系の点検整備
- ※ 上記の各項の細部についての点検・補強を推進する。

(3) 実施計画

- イ 放送設備の定期点検を充実させ，非常災害に備えるよう設備の整備を実施する。
- ロ 非常災害に即応できるよう要員の動員計画，物資の整備，放送機能の確保についてさらに具体的な検討を行う。

6 株式会社エフエム仙台

- (1) 地震災害に際し放送局としての機能を維持確保するため，「非常事態対策要領」を策定し，平常時からこれに基づき，機器の整備をするとともに，社員の防災思

想の普及及び各種訓練を実施している。

- (2) 本社演奏所には、独自の非常用発電設備を設置し、商用電源の停電に備えている。
- (3) 演奏所が使用不能になったとき、送信所から直接放送を行えるように機材の整備を行っている。

※ 「タクシー防災レポート車」とは

(社)宮城県タクシー協会と東北放送㈱が連携し、本制度の趣旨を理解した上、活動に必要な諸費用を自己負担し協力する会社を募り発足した制度である。

大規模地震発生時等において委嘱されたタクシー乗務員がボランティアでレポーターとなり、乗客や自らの安全を確保しながら、携帯電話で、指定された特定のタクシー(防災レポート車)から東北放送㈱に対して災害現場周辺や道路の状況を情報提供し、その情報をリスナーに放送することにより、災害報道として役立てようとするもの。

また、補助活動として、災害の初期消火や救助に協力するため、消火器、ロープ、バール、ノコギリ、ジャッキ、救急セット等の機材を無償提供するもの。

なお、防災レポート車は、車両の左右リアフェンダーに黄色の「鳩」マークと「防災レポート車」の表示ステッカーを貼付し、ルーフには上空からも確認できる表示をしている。

第17節 職員の配備体制

<主な実施機関>

県，沿岸市町，各防災関係機関

第1 目的

県内において地震・津波により災害が発生し，又は発生するおそれがある場合には，県，沿岸市町及び防災関係機関は，その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため，また，優先度の高い通常業務の継続のため，災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し，その活動体制に万全を期す。このため，県，沿岸市町及び防災関係機関は，平常時から組織ごとの配備・動員計画や，業務継続計画を定めておく。

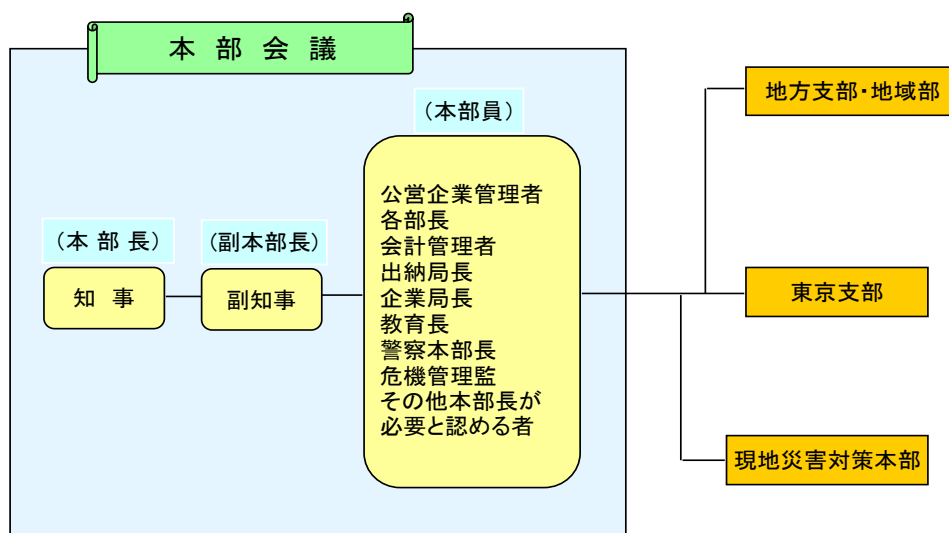
なお，休日，夜間等の勤務時間外の参集体制についても，同様に定めておく。

第2 県の配備体制

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の組織・運用

宮城県災害対策本部の組織は，「宮城県災害対策本部条例」（昭和36年条例第223号）及び「宮城県災害対策本部要綱」に基づきあらかじめ定めており，策定済みの各種マニュアルを活用し，宮城県災害対策本部の体制運用を行う。



(2) 指揮命令系統

知事が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合，副知事，総務部長の順に指揮を執る。各地方支部又は地域部において地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長が指揮を執れない場合，副所長がこれに代わる。以下の順位については，各地方支部又は地域部毎に別途定める。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

県災害対策本部は、県内に相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めたときに設置(ただし、県内で震度6弱以上を観測する地震が発生したときは自動的に設置する)し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたときに廃止する。そのために、平常時から、自動設置となる場合と、知事が必要と認められた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。

なお、設置又は廃止した場合は、その旨を直ちに公表するとともに、県災害対策本部の標識を県災害対策本部事務局前に掲示又は撤去する。

(公表先機関、及び担当課)

公表先	国(消防庁)	報道機関	市町村	気象台	自衛隊	日赤宮城県支部	防災関係機関
担当課	危機対策課	広報課	危機対策課	同 左	同 左	保健福祉総務課	危機対策課

(4) 本部の運営

次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知しておく。

イ 本部会議

本部長は、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項を協議決定する。

ロ 部

部は、本庁における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

ハ 地方支部、地域部

地方支部及び地域部は、災害現地における災害対策活動組織として、各部及び管内沿岸市町等と連携し、災害対策業務に従事する。

ニ 現地災害対策本部

知事は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要があると認めるとき、県災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う。

ホ 非常(緊急)災害現地対策本部との連携

県災害対策本部は、国が非常(緊急)災害現地対策本部を設置したときは、当該現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

(5) 関係機関等の出席要請

県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 警戒本部・特別警戒本部

県内で震度4を観測し、かつ被害が発生したときに警戒本部を設置し、また、震度5(弱, 強)を観測したときに特別警戒本部を自動的に設置し、災害応急対策を実施する。

3 水防本部

水防本部は、水防法(昭和24年法律第193条)第7条の規定に基づき知事が定めた宮城県水防計画により、洪水、津波又は高潮による水害を警戒し、防ぎよするため設置し、水防応急対策を実施する。

ただし、県災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

4 原子力災害警戒本部

原子力災害に対する警戒体制を強化する必要があると知事が認めた場合は、環境生活部長を本部長とする宮城県原子力災害警戒本部を設置し、情報の収集、通報連絡、災害応急対策の実施等に当たる。

ただし、特定事象発生(5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出された場合など)の通報を受けた場合等、災害対策本部が設置されたときは、警戒本部を廃止する。

5 県職員の動員配備

(1) 配備体制

県職員の配備体制の基準及び内容をあらかじめ定めておくとともに、基準に対応した所要の職員の配備を定めておく。ただし、警察については、警察本部長の定めるところによる。

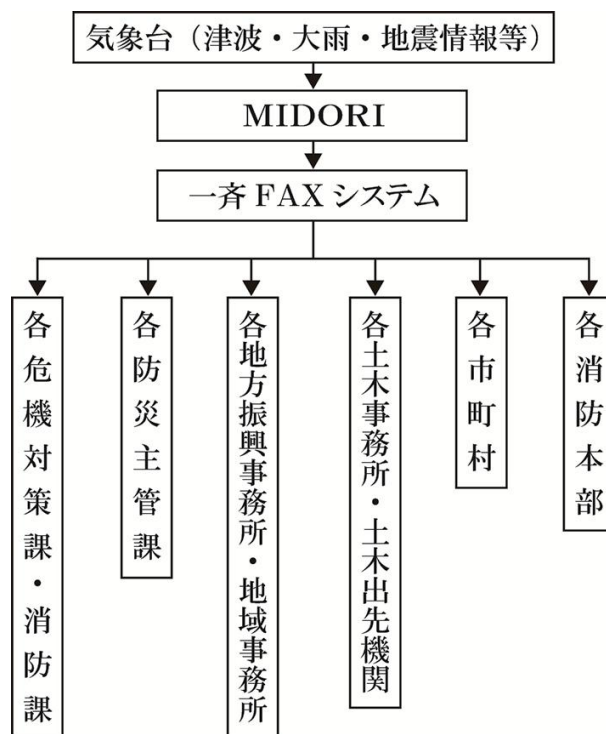
(2) 夜間・休日等における体制

県は、夜間、休日等の勤務時間外において自然災害等が発生した場合に、情報収集及び初動対応を迅速かつ的確に行うための危機管理当直員を配置する。

(3) 伝達系統

職員の非常招集の概要は次の系統で伝達し、細部の連絡系統について各組織にあらかじめ周知する。

イ 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)、一斉同報FAXを使用した場合



ロ ラジオ・テレビによる場合

本部事務局長は、必要に応じ「災害時における放送要請に関する協定」等に基づき、NHK、東北放送、仙台放送、宮城テレビ放送、東日本放送、エフエム仙台に非常招集に関する放送を要請し、職員に伝達する。

(4) 職員の応急配備

初動時における非常配備については、各部の分掌事務に応じて作成された配備編成計画による。

また、初動時対応可能な複数の職員を事前に指定し、本部、支部及び地域部事務局の初動体制の構築を図る。

(5) 被災沿岸市町への職員の派遣

被災沿岸市町への災害対策支援のため、震度6弱以上を観測する地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合は、次の職員を派遣する。

イ 初動派遣職員

情報途絶沿岸市町に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る被災沿岸市町の現状及び要望等）を収集し、持参した衛星携帯電話により、地方支部及び地域部等に報告する。

ロ 災害対策本部会議連絡員の派遣

被災沿岸市町において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する。

ハ 災害応援従事職員の派遣

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第68条の規定に基づき、沿岸市町長から応援を要求された場合、災害応援従事職員を派遣する。

(6) 他部局等からの職員の応援

各班の災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、次の方法により他の本部班、支部班、地域部班から応援を受ける。

イ 県本部における応援

県本部の各班で人員不足等により他部職員の応援を受けようとするときは、次の条件を示して各部長が本部長に要請する。本部長は、各部班の作業状況を確認の上、職員応援の調整を行う。

(条件) 作業内容・従事場所・従事期間・応援を必要とする職種及び人員・携帯品

ロ 地方支部及び地域部における応援

地方支部及び地域部の各班で他班職員の応援を受けようとするときは、各班長が支部長又は地域部長に要請する。支部長又は地域部長は地方支部又は地域部内の作業状況を確認の上、余裕のある班に応援を要請するが、当該地方支部又は地域部に余裕がないと判断した際には、その旨本部に連絡し、指示を受ける。提示する条件は本部の例に準じる。

ハ 応援体制の構築

施設、設備の被災や職員の通勤への支障を具体的に想定した上で、各事務所において衛星携帯電話や簡易な自家発電装置など最低限の設備機器の備蓄を進めると共に、職員を自宅から通勤できる範囲の事務所に一次的に応援配置するなど、実効性のある災害対応体制の検討を進める。

(7) 情報収集・連絡要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、沿岸市町への派遣要員が把握すべき情報内容や連絡手段、必要な設備(衛星携帯等)について詳細に定めた情報収集要領をあらかじめ作成するとともに、災害時に派遣が困難な遠隔地については、平常時の管轄地域にこだわらず担当する事務所を事前に定めておく。

(8) 県本部・地方支部及び地域部間の役割分担の整理

県は、今後の災害に備え、地方支部及び地域部が実施すべき業務の選定と、地

方支部及び地域部と本部間の情報の流れと役割分担を、明確に整理しておく。

5 災害復旧(復興)対策本部の設置及び廃止

災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと知事が認め、県災害対策本部を廃止した場合には、必要に応じて災害復旧(復興)対策を円滑かつ適切に推進するため、県復旧(復興)対策本部を設置する。

県復旧(復興)対策本部の運営に関し、必要な事項は被災の状況に応じ、その都度定める。

第3 沿岸市町の配備体制

1 配備体制の明確化

沿岸市町は、当該市町の管内において震度4以上を観測する地震が発生した場合には、速やかに警戒本部等所定の配備体制が構築できるよう体制整備を図る。また、管内で震度6弱以上を観測する地震が発生したときには、市町災害対策本部を自動的に設置する。この際、首長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

2 職員参集手段等の検討

休日、夜間等勤務時間外に地震・津波等が発生した場合を想定し、特に首長等幹部職員及び災害担当課職員の参集手段について検討し、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築しておく。

第4 防災関係機関等の配備体制

1 防災関係機関の体制整備

地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は、必要な職員を動員し、県及び沿岸市町等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

2 県災害対策本部への要員派遣体制の整備

防災関係機関は、各防災関係機関間の連携を確保するため、必要に応じて県災害対策本部への要員の派遣について、あらかじめ定めておく。

3 要配慮者関連施設の体制整備

病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等要配慮者収容施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、大規模地震・津波災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第5 防災担当職員の育成

県、沿岸市町及び防災関係機関等は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第6 人材確保対策

県及び沿岸市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第7 マニュアルの作成

1 応急活動のためのマニュアル作成

県、沿岸市町及び防災関係機関等は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2 県における対応

県は、県災害対策本部事務局各グループの業務分掌について、より分かりやすく事前に周知する資料を作成し、訓練などを通じて理解を深めるとともに、事前に必要事項を網羅した記録様式や対応マニュアルを整備する。

第8 業務継続計画(BCP)

1 業務継続性の確保

(1) 業務継続計画(BCP)の策定

県、沿岸市町及び防災関係機関は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 業務継続体制の確保

県、沿岸市町及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

(3) 業務継続体制の検証

県は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

(4) 沿岸市町の業務継続計画(BCP)策定の促進

県は、沿岸市町における業務継続計画の策定を促進する。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

(1) 電源及び非常用通信手段の確保

県、沿岸市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

県は、沿岸市町と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

3 データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立つことを踏まえ、沿岸市町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

県、沿岸市町、及び防災関係機関は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、予め体制を検討する。

第18節 防災拠点等の整備

<主な実施機関>

県，県警察本部，沿岸市町，防災関係機関

第1 目的

津波災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について，早急に整備・拡充を図る。

また，災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については，防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

なお，それぞれの機関に係る庁舎等の設置場所について，被害軽減の観点から，津波浸水想定区域から外す，あるいは改めて設置場所の見直しの検討を行う。

第2 防災拠点の整備

- 1 県は，広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として，道路，河川，都市公園，海岸隣接部及び港湾・漁港への施設整備や既存施設の活用等を沿岸市町と連携し検討する。

また，交通輸送上の利便性，中心市街地との近接性及び基幹災害拠点病院との連携等を考慮した上で，県域をカバーする広域防災拠点の整備を図る。

- 2 県は，防災拠点施設について，平常時の一般県民向けの防災教育施設としての利用についても検討する。
- 3 県は，地域における防災拠点にも活用できる県合同庁舎について，老朽化が進んでいるものについて改築及び耐震化・耐浪化を進める。
- 4 沿岸市町は，庁舎の耐震化・耐浪化及び大規模地震・津波災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。

また，災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように，学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実にも努める。

- 5 防災関係機関は，災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化・耐浪化を図るとともに，迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災活動拠点の整備充実にも努める。

第3 防災拠点機能の確保・充実

- 1 県，沿岸市町及び防災関係機関は，それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保，総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備，推進に努めるとともに，保有する施設・設備について，代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備，LPガス災害用バルク，燃料貯蔵設備等の整備や，十

分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

- 2 県、沿岸市町及び防災関係機関は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。
- 3 県、沿岸市町及び防災関係機関は、庁舎等の防災拠点について、被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。
また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。
- 4 県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。
- 5 県及び沿岸市町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第4 ヘリポートの整備

県では、平成4年2月に防災ヘリコプター「みやぎ」を導入し、平成13年2月から県と仙台市の共同事業として、仙台市若林区荒浜地内にヘリポートを整備しヘリコプター運航基地として供用していたが、東日本大震災により防災ヘリコプター及びヘリポートが被災し、使用不能となったことから、仙台市とともに新たなヘリポートの整備について検討を進め、ヘリコプター運航拠点の整備を図る。

第5 防災用資機材等の整備

- 1 県が整備する資機材
 - (1) 防災用資機材
応急活動用資機材について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。
 - (2) 水防用資機材
地震・津波災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。
 - (3) 防災特殊車両等
災害対策に必要な防災ヘリコプター、特殊車両の整備充実を図る。
 - (4) 化学消火薬剤等
化学消火薬剤等を備蓄する。
なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速

やかに調達・活用できるよう、あらかじめ連携体制の整備に努める。

2 沿岸市町が整備する資機材

(1) 防災用資機材

応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実にも努める。

(2) 水防用資機材

地震・津波災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

(3) 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備充実を図る。

(4) 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。

なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。

3 防災関係機関

迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備充実を図る。

第6 防災用資機材の確保対策

1 地域内での確保対策

県、沿岸市町及び防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

県及び沿岸市町は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3 防災用備蓄拠点の整備

県及び沿岸市町は、スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

4 救助用重機等の確保対策

県及び沿岸市町は、災害発生時において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。また、津波災害においては、水没している地域の人命検索活動や孤立している住民の救助活動にボートが必要となることから、これらの確保に努める。

第19節 相互応援体制の整備

<主な実施機関>

県，県警察本部，沿岸市町，東北管区警察局，東北地方整備局，自衛隊

第1 目的

大規模津波災害時には，その業務量と時間的制約等により，被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから，迅速かつ確な防災対策を実施するに当たって，被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため，県，沿岸市町及び防災関係機関は，他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

なお，相互応援協定の締結に当たっては，近隣の地方公共団体に加えて，大規模な津波災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに，多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第2 相互応援体制の整備

1 受入れ体制の整備

県，沿岸市町及び防災関係機関は，災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県，市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め，応援先・受援先の指定，応援・受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

2 協定の締結

人の生命を守るための災害応急対策は，時間との競争であるため，県，沿岸市町及び防災関係機関等は，平素から関係機関間で協定を締結するなど，計画具体化・連携の強化を推進し，災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3 外部専門家による支援体制の構築

県，沿岸市町及び防災関係機関は，緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第3 市町村間の応援協定

1 相互応援協定の締結等

沿岸市町の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め，各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように，各沿岸市町長は必要に応じて事前に災害時の相

互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容にする。

- (1) 連絡体制の確保
 - イ 災害時における連絡担当部局の選定
 - ロ 夜間における連絡体制の確保
- (2) 円滑な応援要請
 - イ 主な応援要請事項の選定
 - ロ 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達
- 2 県内全市町村間の相互応援協定

県及び沿岸市町は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

県は、沿岸市町と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。
- 3 遠方の市町村間の相互応援協定

沿岸市町は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
- 4 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行う。
- 5 後方支援体制の構築

沿岸市町は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

第4 県による沿岸市町への応援

- 1 沿岸市町への応援体制の確立
 - (1) 支援体制の構築

県は、被災による市町機能の低下などにより情報収集や救助活動に支障をきたす場合等を想定し、各地方振興事務所・地域事務所職員を中心とした被災地への派遣など、独自の情報収集体制を構築する必要があることなどから、災害対策本部地方支部や地域部、現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討するとともに、防災資機材の備蓄、他の市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受入れ等の支援体制を構築する。
 - (2) 大規模災害発生時等の対応

県は、沿岸市町からの要請に応じ各種の支援を実施するほか、大規模な災害の

発生等により必要と認める場合には、沿岸市町からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。

2 連携体制の構築

沿岸市町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3 応援体制の強化

県及び市町村は、大規模災害が発生した際の被災沿岸市町への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第5 消防機関における消防相互応援体制等の整備

大規模地震・津波災害時には、被災地の地方公共団体だけで全ての対策を実施することは困難であり、隣接する地方公共団体もまた、同時に大きな被害を受ける可能性があるため、県内外の地方公共団体間の広域的な消防相互応援体制の拡充を図る。

本県においても「宮城県広域消防相互応援協定」、「宮城県広域航空消防応援協定」及び「宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定」を締結し、県内における広域応援体制の整備を推進しているが、今後ともこれらの協定に基づく防災訓練等を通じ、消防相互応援体制の実効性確保に努める。

第6 医療相互応援体制の整備

県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

第7 他都道府県との応援体制の整備

1 北海道・東北8道県における相互応援

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

また、県は、複数の自治体からの応援を速やかに受け入れ、その支援を調整し、被災市町支援に活用する受援計画やマニュアルを策定するなど、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。

〈協定の主な特徴〉

(1) 自主的な相互応援

ヘリコプターを活用した緊急被災情報収集体制を確立し、被災道県の情報収集を行い、状況に応じ自主的、積極的な相互応援を行う。

※ 宮城県が被災した場合のヘリによる緊急被災情報収集体制…(正)福島県(副)山形県

(2) 実践的相互応援

8道県の防災体制の連携強化と応急応援を迅速、円滑に行うため、応援調整道県を定めるとともに、被災道県の災害対策本部に応援調整道県より連絡調整員を派遣し、応援に係る連絡調整業務を行う。

※ 宮城県が被災した場合の応援調整道県…(第1順位)山形県 (第2順位)福島県 (第3順位)北海道

(3) 具体的な相互応援

各道県が応援可能とする具体的項目については、相互に資料を交換し、被災道県において必要な応援要請を迅速、的確に行う。

2 全国知事会における相互応援

知事は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく応急対策が十分に実施できない場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を全国知事会事務局に対して行う。

※ 宮城県が被災した場合の応援調整道県…北海道

3 東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援

「東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ」により、県土木部は、大規模災害発生直後に、円滑かつ迅速な応急復旧を行うため、各関係機関の応援協力を得る体制の整備に努める。

4 相互応援体制の強化充実

(1) 平常時からの連携

協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平常時においては大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。

(2) 受援計画の作成

県は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口や指揮系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。併せて、国の関係機関、海外等からの支援を含む、他機関からの応援を受け入れるための受援計画を作成する。

(3) 連携体制の構築

県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(4) 専門職の確保対策

東日本大震災の際には、応援自治体において対応が可能な職員数が限られている技術職(電気職、機械職、保健師の長期派遣など)は、必要な支援が得られないという課題がみられたことから、県は、災害時に人材不足が想定される専門職をあらかじめ明確にしておき、個別に応援県と人的支援を協議するのではなく、広域で人的派遣ができるような機能を持つ組織を全国知事会等と協力して設置すること等を検討する。

(5) 他都道府県被災時の応援体制

県は、他都道府県において災害が発生した際には、応援協定等により必要な支援が円滑に行える体制の整備に努める。

第8 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

緊急消防援助隊は、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、「消防組織法」(昭和22年法律第226号)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成16年2月6日付け消防震第9号総務大臣通知)並びに「緊急消防援助隊運用要綱」(平成16年3月26日付け消防震第19号消防庁長官通知)に基づき各都道府県に編成された全国規模の組織であり、各消防本部に所属する救助隊や救急隊などを事前に登録し、消防庁長官の求め又は指示に応じて地震などの大規模災害時に被災地に出動する。

県は「宮城県緊急消防援助隊受援計画(平成22年8月)」を策定しており、この計画に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の整備を図ることとする。

第9 警察災害派遣隊の編成

警察災害派遣隊は、全国すべての都道府県警察に設置され、広域緊急援助隊等の即応部隊及び特別警備部隊等の一般部隊で編成されている。

警察災害派遣隊は、国内において大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合、都道府県の枠を超えて迅速に出動し、直ちに被害情報や交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保、検視・検分等の活動に従事する。

なお、本県の警察においては、次のとおり配備、充実を図る。

- 1 警察は、警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、

広域的な派遣態勢の整備を図る。

- 2 警察災害派遣隊は、主として被害情報及び交通情報の収集、救出活動、緊急交通路の確保、検視・検分等の活動を行う即応部隊と被災地での犯罪の予防、防犯指導及び遺体の身元確認等を行う一般部隊で編成する。
- 3 警察災害派遣隊の広域緊急援助隊等は、救助技術等の習熟訓練を行うとともに、関係機関との相互連携を図る。

第10 TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊：国土交通省)との連携体制

県、国土交通省東北地方整備局及び東北運輸局は、災害時の TEC-FORCE の出動に関し、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、TEC-FORCE の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実に努める。

第11 自衛隊との連携体制

- 1 連携体制の強化
県及び自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。
- 2 円滑な連携への備え
県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。
- 3 派遣要請基準の想定
県は、いかなる状況において、どのような分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。

第12 非常時連絡体制の確保

- 1 非常時連絡手段の確保
県及び沿岸市町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。
- 2 通信不通時の連絡ルールの策定
県及び沿岸市町は、通信不通時の連絡方法(担当者が集合する場所など)についても、

事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

第13 資機材及び施設等の相互利用

県及び沿岸市町は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第14 救援活動拠点の確保

県及び沿岸市町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第15 関係団体との連携強化

県及び沿岸市町は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

第20節 医療救護体制の整備

<主な実施機関>

県(保健福祉部), 沿岸市町, 医療関係機関

第1 目的

大規模地震・津波災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、県、沿岸市町は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、県民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

第2 医療救護体制の整備

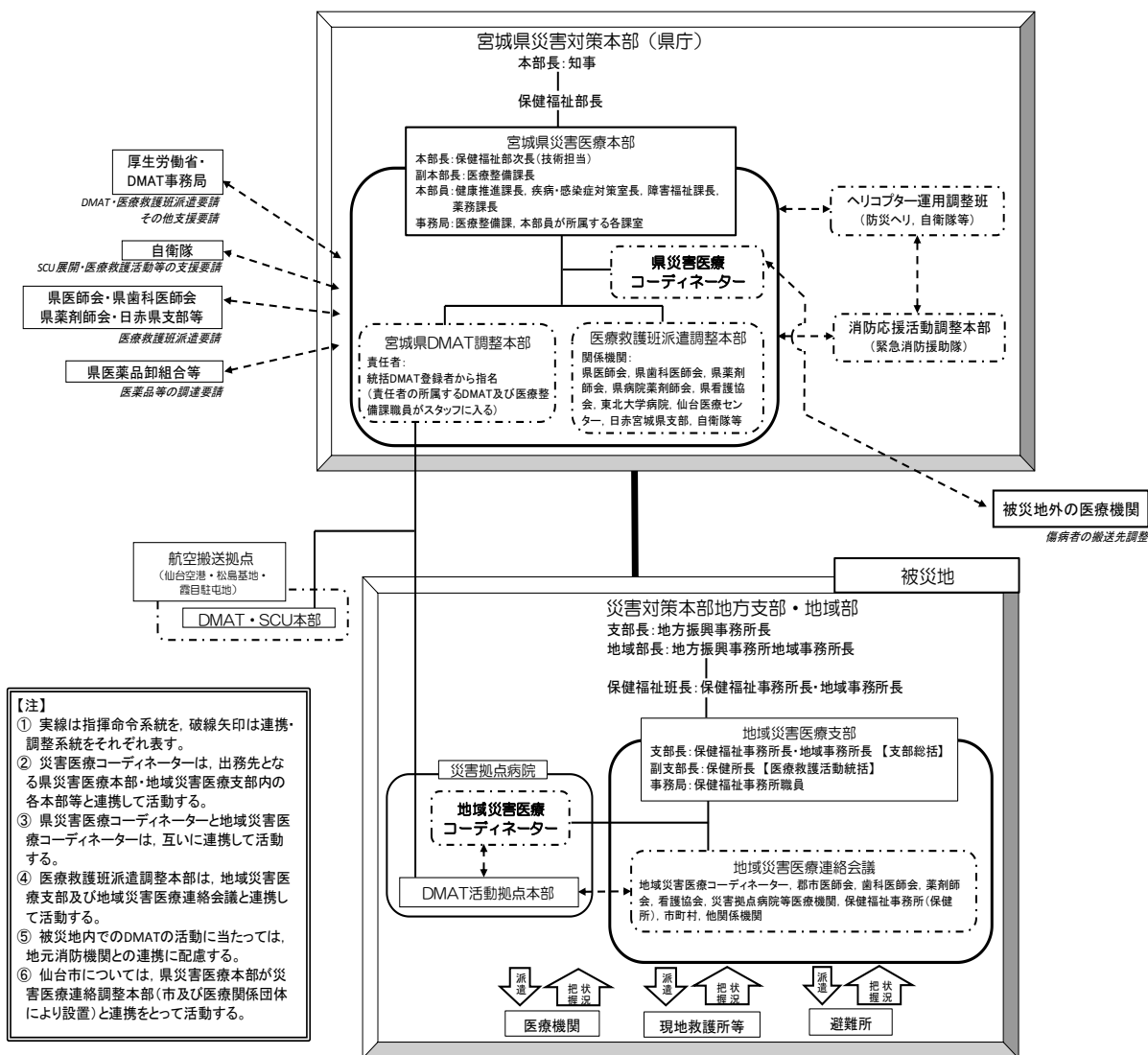
1 県の役割

(1) 医療救護活動に関する調整組織の設置

県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。

名 称	設置・出務場所	業務内容
災害医療本部	災害対策本部内	医療救護全体の調整
宮城県DMAT調整本部	災害医療本部内	DMATの受入れ・配置調整
医療救護班派遣調整本部	災害医療本部内	医療救護班の受入れ・配置調整
DMAT・SCU本部	航空搬送拠点(仙台空港・航空自衛隊松島基地・陸上自衛隊霞目駐屯地)	広域医療搬送の調整
地域災害医療支部	被災地の保健福祉事務所	地域医療救護全体の調整
DMAT活動拠点本部	被災地の災害拠点病院	地域でのDMAT活動
地域災害医療連絡会議	被災地の保健福祉事務所	医療救護活動の情報共有
災害医療コーディネーター	災害医療本部内 設置：地域災害医療支部 出務：災害拠点病院または中核的医療機関	医療救護活動の調整 地域での医療活動の調整

宮城県災害医療救護体制図



(2) 災害医療本部

イ 県災害対策本部(本部長：知事)のもとで、医療部門の総合調整を行う。

また、市町村の医療救護活動の支援を行う。

ロ 本部長は保健福祉部次長(技術担当)、副本部長は医療整備課長とする。本部長は健康推進課長、疾病・感染症対策室長、障害福祉課長及び業務課長とし、事務局は医療整備課及び関係各課室の職員とする。

ハ 災害医療本部は、医療整備課と関係各課が連携して次の業務を行う。

(イ) 県内の医療救護活動の総合調整

(ロ) 医療救護に関する情報の収集及び提供

- (ハ) 地域災害医療支部の活動の支援
- (ニ) 国，他都道府県及び日本赤十字社(以下「国等」という。)への医療支援要請
- (ホ) DMA Tの調整及び宮城DMA T調整本部の設置運営
- (ヘ) 広域医療搬送拠点でのDMA T・SCU本部の設置運営
- (ト) 災害拠点病院の医療救護活動の調整及び重症患者の広域医療搬送の手配
- (チ) 県外からの医療支援の受入れ調整
- (リ) 協定締結団体等に対する医療支援の要請及び支接受入れの調整
- (ヌ) その他必要な事項

ニ 災害医療本部に，県災害医療コーディネーターを置き，災害時の県全体の医療救護活動の調整を行う。

ホ 災害医療本部は，県内でDMA T又は医療救護班による医療救護活動が行われる間設置する。

(3) 地域災害医療支部

イ 地域災害医療支部は管内の医療部門の総合調整を行う。

ロ 地域災害医療支部は，次表のとおり，県保健福祉事務所(保健所)にそれぞれ設置する。被災により地域災害医療支部を設置できない場合は，他の県行政庁舎等に設置する。

地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村
仙南支部	仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町
仙台支部	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村
大崎支部	北部保健福祉事務所 (大崎保健所)	大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町
栗原支部	北部保健福祉事務所栗原 地域事務所(栗原保健所)	栗原市
登米支部	東部保健福祉事務所登米 地域事務所(登米保健所)	登米市
石巻支部	東部保健福祉事務所 (石巻保健所)	石巻市，東松島市，女川町
気仙沼支部	気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所)	気仙沼市，南三陸町

- ※ 仙台市については、県災害医療本部が災害医療連絡調整本部(市が医療関係団体と設置)と連携をとって活動するとともに、仙台支部と情報を共有する。
- ハ 地域災害医療支部においては、支部長は保健福祉事務所長又は地域事務所長、副支部長は保健所長(保健医療監)とする。支部員は、保健福祉事務所又は地域事務所の職員とする。
- ニ 地域災害医療支部は、市町村と協力して次の業務を行う。
- (イ) 管内の医療救護活動の総合調整
 - (ロ) 管内の医療救護に関する情報の収集及び提供
 - (ハ) 管内の市町村の医療救護活動の支援
 - (ニ) 管内の災害拠点病院の医療救護活動の調整
 - (ホ) 支部管内の医療救護施設等への医療支援の受入れの調整
 - (ヘ) 管内医療機関の宮城県救急医療情報システム、EMISへの代行入力
 - (ト) 市町村災害対策本部が行う避難所の医療ニーズ調査の支援
- ホ 地域災害医療支部に地域災害医療コーディネーターを置き、地域の災害時の医療活動を調整する。
- へ 地域災害医療支部及び地域災害医療連絡会議は、当該地域において医療救護活動が行われる間設置する。
- (4) 災害拠点病院(宮城DMAT指定病院)
- イ 県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を県内に1か所、「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置する。

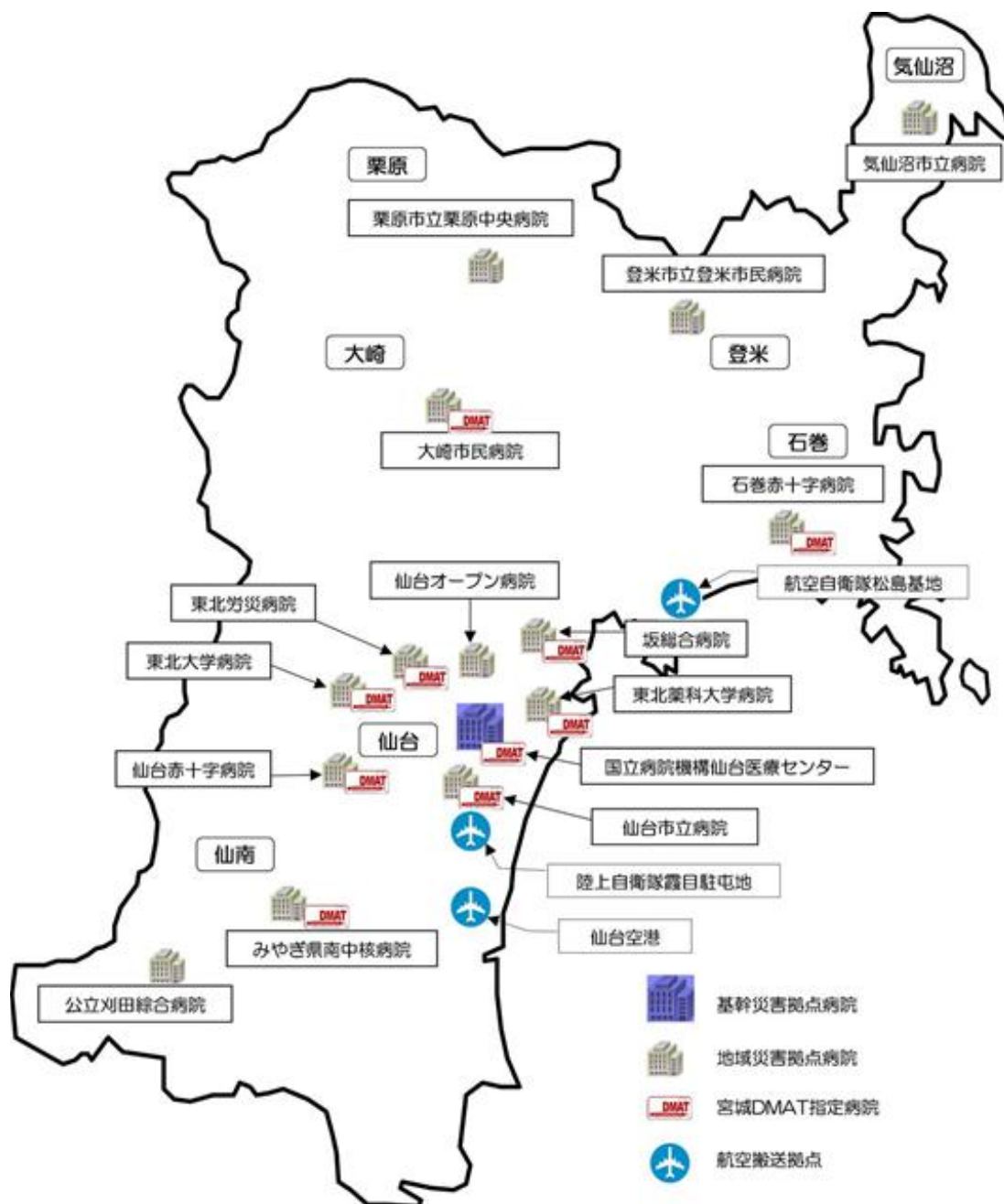
災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院*
	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院*, 東北薬科大学病院, 坂総合病院
	大崎	大崎市民病院
	栗原	栗原中央病院*
	登米	登米市立登米市民病院*
	石巻	石巻赤十字病院
	気仙沼	気仙沼市立病院*

(注) *は平成25年度中にDMATを整備し、宮城DMAT指定病院となるものとする。

- ロ 災害拠点病院は次の機能を有する。
- (イ) 多発外傷, 挫滅症候群, 広範囲熱傷等の震災時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能

- (ロ) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- (ハ) 自己完結型のDMAT及び医療救護班の派遣機能
- (ニ) 他の医療機関から派遣されたDMATや医療救護班の受入れ機能
- (ホ) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能

宮城県災害拠点病院位置図



(5) 宮城県DMAT調整本部・DMAT活動拠点本部

- イ DMATの派遣を要請した場合には、災害医療本部内に宮城県DMAT調整本部を設置し、県内で活動するすべてのDMATを統括する。
- ロ 宮城県DMAT調整本部の責任者は、あらかじめ登録していた統括DMAT登録者の中から災害医療本部長が任命する。
- ハ 被災地域の災害拠点病院に、DMAT活動拠点本部を設置し、宮城県DMAT調整本部の指揮・調整のもと、地域内で活動するDMATを指揮する。
- ニ DMAT活動拠点本部の責任者は、当該地域で活動する統括DMAT登録者の中から宮城県DMAT調整本部の責任者が任命する。
- ホ 宮城県DMAT調整本部及びDMAT活動拠点本部は、県内でDMATの活動が行われる間設置する。

(6) 救急患者等の搬送体制の確保

- イ 県は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者の搬送のため、平常時から複数の搬送手段の確保に努め、災害時の救急患者等の地域医療搬送、広域医療搬送の体制を整備する。

(注) 広域医療搬送…被災地域で対応が困難な重症患者をヘリコプター等で被災地域外の医療機関に搬送して緊急の治療を行うもの。

- ロ 県は、被災地域及び被災地域外の空港等に下表のとおり航空搬送拠点をあらかじめ指定しておく。

航空搬送拠点
仙台空港
航空自衛隊松島基地
陸上自衛隊霞目駐屯地

- ハ 航空搬送拠点に、自衛隊の協力を得てSCUを設置する。SCUは、被災地内の災害拠点病院から搬送されてくる患者を一時収容し、症状の安定化を図り、広域医療搬送のためのトリアージを実施する。
- ニ SCUにDMAT・SCU本部を設置し、宮城県DMAT調整本部の指揮・調整のもと、SCUで活動するDMATを指揮する。
- ホ DMAT・SCU本部の責任者は、SCUで活動する統括DMAT登録者の中から宮城県DMAT調整本部の責任者が任命する。
- へ 県は、県防災ヘリコプターの運航体制を充実するとともに、防災関係機関、民間会社等が所有するヘリコプターの運用について、関係機関・団体と連絡を図り、これらのヘリコプターの活動状況を集約し、連携を進める仕組み作りに努める。
- ト 県は、航空搬送拠点等の広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関(国、日本

赤十字社, 独立行政法人国立病院機構)と協力しつつ, 広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)や救急措置等を行うための場所・設備を, あらかじめ整備しておくよう努める。

(7) 医療関係団体との連携

イ 県は県医師会等の医療関係団体, 東北大学病院, 独立行政法人国立病院機構, 公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等(以下, 「医療救護関係団体」という。)の協力を得て, 震災時における医療救護体制を確立しておく。

また, 県は, これらの医療救護関係団体と協議し, 必要に応じて協定を締結しておく。

ロ 県は大規模な震災により, 県内の医療救護体制が十分機能しない場合に備え, 隣接県をはじめ, 東北ブロック各県, 全国の都道府県との災害時医療の相互協力体制の確立に努める。

(8) 大規模災害時医療救護活動マニュアルの整備

イ 県は, 災害時の医療救護活動が円滑に実施できるように, 「大規模災害時医療救護活動マニュアル」を整備するとともに, 随時点検を行い, 必要に応じて見直しをする。

ロ 各保健福祉事務所及び地域事務所は, 地域の実情に応じた対応マニュアルを整備する。

2 沿岸市町の役割

(1) 医療救護活動の担当部門の設置

イ 沿岸市町は, 津波災害が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために, 市町災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。

ロ 沿岸市町は, 病院, 救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。

ハ 沿岸市町は, 医療救護体制について県が設置した県地域災害医療支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

(2) 医療救護所の指定

イ 沿岸市町は, 郡市医師会等医療機関の協力を得て, あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

ロ 沿岸市町は, 要配慮者が避難する福祉避難所, あるいは福祉施設において, 医療救護の支援が必要となるときは, 地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし, 要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

ハ 保健福祉事務所(保健所)は平常時から管内市町村の医療救護所の設置される

場所を確認しておく。

(3) 地域医療関係機関との連携体制

沿岸市町は、地域の医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。

(4) 医療救護班の編成

イ 沿岸市町は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。

編成にあたっては郡市医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。市町独自で医療救護班編成が困難な場合は、保健福祉事務所(保健所)の協力のもと、広域圏で編成する。

ロ 沿岸市町等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所(保健所)へ報告する(仙台市は県医療整備課へ)。変更した場合も同様とする。

(5) 応急救護設備の整備と点検

沿岸市町は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

3 医療機関の役割

(1) 医療機関

イ すべての医療機関は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療救護班・DMAT等の派遣及び受入れの方法、医薬品・食糧・水等の備蓄の充実等を記載した災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画(BCP)の作成に努める。

ロ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

ハ 人工呼吸器等を使用している患者の入院が想定される医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておく。

(2) 医療救護関係団体

医療救護関係団体は、県からの派遣要請に備え、医療救護活動が効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平常時から、研修・訓練の実施に努める。

(3) 災害拠点病院

イ 災害拠点病院は、震災の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持(業務継続計画)、重症患者の受入れ及び搬送、DMAT及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMAT及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。

- ロ 災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。
 - ハ 災害拠点病院においては、ヘリポートの整備に努める。
 - ニ 災害拠点病院は、適切な容量の受水槽の保有や、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等、あらゆる手段を講じて診療時に必要な水の確保に努める。
 - ホ 災害拠点病院は、食料、飲料水、医薬品等の備蓄について、流通を通じて適切に供給されるまでの適当な期間に必要な量として、3日分程度を確保するよう努める。この際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定する。
 - ヘ 災害拠点病院は、自家発電機用燃料の備蓄量として、停電を想定し、3日分程度を確保するよう努める。
- 4 在宅要医療患者の医療救護体制
- イ 県及び沿岸市町は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。
 - ロ 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について沿岸市町及び患者に周知する。
被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。
 - ハ 県は、県透析医会、沿岸市町、県医師会等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する体制を整備する。

第3 情報連絡体制の整備

- 1 災害時情報伝達手段の確保
- イ 県及び沿岸市町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。
 - ロ 災害拠点病院は、宮城県救急医療情報システム(災害モード)による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。
 - ハ 救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。
- 2 医療救護活動に関する情報連絡体制
- (1) 情報の共有

イ 県災害医療本部は、地域災害医療支部及び災害拠点病院からの情報を収集し、整理し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。

ロ 地域災害医療支部は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、県災害医療本部ほか関係機関と情報を共有する。

(2) 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による連絡体制

イ 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、宮城県救急医療情報システム(災害モード)により行う。あらかじめ医療機関の被災状況及び活動状況等の事項について定めておく。

宮城県救急医療情報システム

平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に運用している。平成19年度に災害モードを導入、大規模災害発生時は災害モードに切り替わる。

◎システム参加機関(平成24年4月現在)

医療機関 122, 消防本部 12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所), 仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)

◎災害時情報

患者受入れ可否情報, 受入れ患者数, 転送を要する患者数, ライフラインの状況等

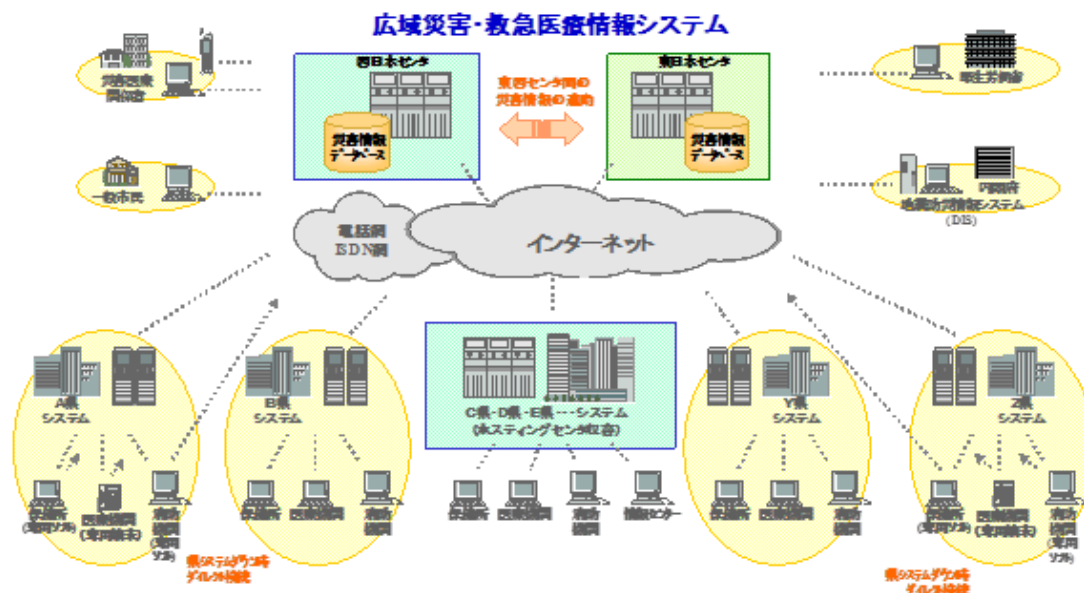
(3) 広域災害救急医療情報システム(EMIS)の整備

災害医療本部及び地域災害医療支部は、DMATの活動状況について、広域災害救急医療情報システム(EMIS: イーミス)の情報から収集するほか、直接DMATなどの医療救護班からの支援情報を収集し、関係機関と情報の共有を行う。

3 研修・訓練の実施

県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの操作等の研修・訓練を定期的に行う。

○ 広域災害・救急医療情報システム全体図



第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

- (1) 県は、宮城県医薬品卸組合と「非常災害用医薬品確保に関する協定」を締結し、緊急に必要となる医薬品、医療資機材については、当該組合が流通備蓄として確保する。
- (2) 県及び宮城県医薬品卸組合、日本産業・医療ガス協会東北地域本部、宮城県医療機器販売業協会は、災害急性期以降も含めた医療救護活動に必要な医薬品等を迅速に供給できるよう、あらかじめ協議し、体制を整備しておく。
- (3) 沿岸市町は、宮城県薬剤師会支部(仙台市は仙台市薬剤師会)と発災時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。
- (4) 県は県外から輸送される医薬品等を受入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所を1か所程度、一次医薬品集積所から輸送された医薬品を受入れ、仕分け及び管理を行った後、医療救護施設等に供給する二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに1か所程度設置する。
- (5) 県は、関係機関と協議して、医薬品集積所の運営体制及び候補施設を決めておく。

2 輸血用血液

県は、宮城県赤十字血液センターとあらかじめ協議し、県内の主要医療機関等と協力し、災害時の輸血用血液の備蓄・供給体制を確立しておく。また、宮城県赤十字血液センターが被災によりその機能を果たせなくなった場合の輸血用血液の供給体制を整備しておく。

3 マンパワーの確保

- (1) 県は、(社)宮城県薬剤師会と締結した「災害時に必要とされる薬剤師班の派遣等についての協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導を行う。
- (2) 沿岸市町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、郡市医師会や宮城県薬剤師会支部とあらかじめ協議しておく。

第5 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施

県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、災害医療本部、DMAT活動調整本部、地域災害医療支部、地域災害医療連絡会議の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

また、DMATが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、DMATから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努める。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。

第6 心のケアの専門職からなるチームの整備

県は、国と連携し、災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努める。

第21節 火災予防対策

<主な実施機関>

県(総務部), 沿岸市町, 第二管区海上保安本部

第1 目的

地震・津波に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想されるとともに、津波発生時には、海上に流れ出た油や、引火して流れる家やがれき、車などにより、広く延焼し、大規模災害になる可能性が高い。地震により発生する火災は、津波からの迅速な避難の支障となることから、県、沿岸市町及び防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努めるとともに、津波発生時の引火に対する予防対策を講じる。

第2 地震による出火防止、火災予防の徹底

地震災害時の出火要因には、発火源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。これらは、津波からの迅速な避難の支障となることから、県及び消防機関は出火につながる要因を分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

県民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火をできる限り防止する。

1 防災教育の推進

県及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、県民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての婦人防火クラブ・幼少年消防クラブが県下全域に設立されるよう育成指導を強化する。

2 火気使用設備・器具の安全化

過去の地震の被害状況から見て、地震時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

消防機関は、火災予防条例に基づき、対震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。

3 出火防止のための査察指導

消防機関は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、震

災時における従業員の対応等について指導する。

4 初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。

このため、家庭、事業所及び地域等にあつては自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

第3 津波による出火防止、火災予防の徹底

1 津波による火災予防対策の指導

津波発生時の火災は、津波により建築物や自動車、船舶などが押し流され、大量の漂流物が発生し、石油貯蔵タンクからの漏洩油や高圧ガス設備の爆発等から、それらの漂流物に引火し、延焼することが、主な要因と考えられる。

県は、石油貯蔵施設や高圧ガス施設の耐浪化や、津波災害時の石油、ガス等の漏洩防止を図るため、関連施設において、津波被災時における浸水対策、津波到達前の緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置、容器やローリーの事業所外への流出防止策等について検討するよう指導を行う。

2 津波による被害発生時への備え

高圧ガス施設管理者は、事業所内の高圧ガス設備等が津波により破損、流出し、ガスが漏洩した場合等の被害を想定し、周辺自治体等に情報を提供するよう努める。

また、機器等が正常に作動しなくなった場合でも高圧ガス設備を安全な状態にすること、配管が損傷してもガスの大量漏洩を防止することに配慮し、そのための設備的な対応、判断基準の設定、操作手順等の整備、日常の訓練等に努める。

第4 消防力の強化

1 消防資機材等の整備

(1) 車両及び資機材等の整備促進

県は、沿岸市町、消防本部に対して、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備促進を指導し、沿岸市町、消防本部はこれらの整備促進に努める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、平成23年度を初年度とする第4次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。

(2) 燃料供給体制の構築及び自家発電整備の推進

県は、消防車両等の重要車両に対する燃料の優先的供給体制の構築及び停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実や署所における自家発電設備の整備を推進する。

2 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。

このため、県及び沿岸市町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- (1) 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。
- (2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。
- (3) 県は、沿岸市町に対し、施設・設備の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等について指導し、積極的な財政援助に努め、沿岸市町は、これらの充実に努める。

3 連携強化

沿岸市町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4 消防用機械・資機材の整備

沿岸市町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

5 広域応援体制の整備

沿岸市町は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

第5 消防水利の整備

大規模地震災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができないことが予想されるため、県は沿岸市町に対し、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用排水路等を消防水利としての活用を指導し、これらの施設整備を促進する。

第6 消防計画の充実強化

県は、消防組織法に基づき、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行

うための沿岸市町消防計画について、組織・施設の整備拡充が図られるよう見直しなどの指導助言をする。

第7 海上における火災の防止

第二管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。

1 地震・津波による火災の防止

(1) 危険物積載船

特に危険物積載船が岸壁係留中又は荷役中における地震・津波による船体の破損、荷役装置、配管等の損害による危険物の流出及び火災発生は、大規模災害になると予想されるので、地震・津波発生時における荷役の即時中止、沖出し避難のための出港準備等の実施について指導を強化する。

(2) 一般船舶

地震・津波発生時には、係留施設の損壊・護岸の陥没・船体の破損等による火災発生も予想されるので、船内の火気管理の指導を強化する。

2 火災の予防

(1) 在港船の臨船指導により、備え付け義務を有する船舶の消防設備等を点検し、指導を強化する。

(2) 防災措置実施機関、関係民間団体等との相互連絡の強化、事故対策に関する計画の策定、必要資機材の備蓄整備を図る。

(3) 危険物積載船舶乗組員及び関係者の防災思想の啓発・教育・訓練・講習会を実施する。

第22節 緊急輸送体制の整備

<主な実施機関>

県(総務部, 震災復興・企画部, 農林水産部, 土木部), 県警察本部,
東北地方整備局, (社)宮城県トラック協会

第1 目的

物資等の緊急輸送は, 情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり, 輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため, 県及び関係機関はあらかじめ緊急輸送路, 輸送体制について定めておく。

第2 緊急輸送ネットワークの形成

1 緊急輸送ネットワークの設定

県及び関係機関は, 多重化や代替性を考慮しつつ, 災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送道路網や輸送拠点(港湾, 漁港, 空港等, トラックターミナル, 卸売市場等)・集積拠点について把握・点検し, これらを調整し, 災害に対する安全性を考慮しつつ, 関係機関と協議の上, 緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに, 関係機関等に対する周知徹底に努める。

2 緊急輸送ネットワークの安全性確保

県及び関係機関は, 緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については, 特に津波災害に対する安全性の確保に配慮する。

第3 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定, 関係施設の整備

道路管理者は, 関係機関と協議し津波発生後の避難, 救助をはじめ物資の輸送, 諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため, 事前に特に重要となる道路(「緊急輸送道路」という, 以下同じ)を選定し, これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに, 当該道路の防災対策, 震災対策の計画を定め, 安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

また, 港湾管理者は, 緊急輸送道路ネットワーク計画により防災拠点として位置づけられている港湾施設について, 耐震化・耐浪化の整備等を進め, 海上輸送拠点として緊急輸送活動を支援するために必要な施設の確保に努める。

2 緊急輸送道路の整備

道路管理者は, 緊急輸送道路の確保のため, 障害物除去による道路啓開, 応急復旧等に必要な人員, 資機材の確保について関係機関と協議の上, 協定等の締結に努める。

また, 広域農道等の管理者は, 緊急輸送道路として確保できるよう管理し, 整備に

努める。

3 交通規制等交通管理体制の整備

県警察本部は、災害時の交通規制を行うために定める緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。

(1) 交通規制計画

災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急通行路を確保するため、あらかじめ交通規制計画及び交通管制センター運用計画を策定する。

交通規制計画の策定に当たっては、次に掲げる道路について、道路管理者等と連携の上、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する県警察等との交通規制計画と整合性のとれた計画を策定する。

イ 警察庁が指定する広域交通規制対象道路

ロ 緊急通行路、避難路その他の防災上重要な幹線道路

ハ 高速自動車国道等(インターチェンジについては個々のインターチェンジごと)

ニ 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路

ホ 津波の襲来、崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路

ヘ 石油コンビナート等災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

ト その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

(2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備

イ 緊急復旧体制の確立

災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、耐震性・耐浪性の確保と倒壊、破損、流失等被害を受けた場合の緊急復旧体制の確立を図る。

ロ 交通規制資機材の整備

災害発生時の交通規制を円滑に行うため、交通規制資機材の整備を図るとともに、警備業者等による交通誘導の実施やレッカー業者等による放置車両等の撤去の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練の実施方法等について事前に協議を行い、協定等の締結に努める。

ハ 信号機滅灯対策の推進

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

(3) 災害発生時の運転者の義務の周知

災害発生時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合の、できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる、津波から避難をするためやむを得ない場合を除き、避難のた

めに車を利用しない、といった車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 道路啓開体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要なる人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

第4 臨時ヘリポートの確保

県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る。

災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

第5 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備

県及び沿岸市町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上(病院、役所、学校等)に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第6 緊急輸送体制

1 緊急通行車両に係る確認手続き

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づき、知事及び県公安委員会が緊急通行車両に関する確認事務を行う。

なお、県警察本部は、緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時における確認事務処理を省力化、効率化するため大規模災害発生時の交通規制実施要領に基づき行う。

2 緊急輸送に関する協定

(1) 配送に関する協定

県及び(社)宮城県トラック協会は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、あらかじめ協定を締結し、車両の台数及び派遣箇所について常時対応できる体制を整備する。

沿岸市町は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等各機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、

必要に応じて(社)宮城県トラック協会や輸送事業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

(2) 仕分けに関する協定

県及び沿岸市町は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や協定の締結を事前から検討しておく。

(3) 協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の支援物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による避難場所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

3 緊急輸送の環境整備

県及び沿岸市町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

4 燃料優先協定の締結

県及び沿岸市町においては、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

5 緊急通行車両標章の周知

県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、事前届出制度の普及を図る。

6 復旧体制の整備

道路管理者は、橋梁、一般道と高速道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

第7 港湾・漁港機能の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業を支える物流機能の速やかな回復を図るため、関係機関との連携の下、港湾広域防災協議会等を通じて発

災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

第23節 避難対策

<主な実施機関>

県(総務部, 震災復興・企画部, 保健福祉部, 農林水産部, 土木部, 教育庁),
県警察本部, 沿岸市町

第1 目的

大規模津波災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、沿岸市町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)及び避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

第2 徒歩避難の原則の周知

1 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、県及び沿岸市町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

2 自動車での避難方策の検討

自市町内の各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の所在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、沿岸市町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

第3 避難場所の確保

1 沿岸市町の対応

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

沿岸市町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民が一時避難するための場所について都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時におい

て安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることについても、周知徹底に努める。

(2) 公共用地等の有効活用

沿岸市町は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(3) 教育施設等を指定する場合の対応

沿岸市町は、学校等教育施設(私立学校を含む)を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

(4) 交流拠点の避難場所への活用

沿岸市町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

沿岸市町は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。

(6) 指定緊急避難場所の指定基準等

津波を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

イ 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

ロ 当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

また、上記基準のほか、次の条件に留意する。

ハ 避難行動要支援者でも歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。

ニ 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。

ホ 津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。

ヘ 地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること。

ト 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。

チ 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。

- リ 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
- ヌ 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
- ル 指定避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
- ヲ 被害情報入手に資する情報機器(戸別受信機、ラジオ等)が優先的に整備されていることが望ましい。

2 県の対応

県は、沿岸市町で指定する避難場所を補完するという観点から、広域的な避難場所について検討し、必要に応じて整備を図る。

この場合、上記1(6)の指定基準等のほか、道路交通の利便性にも留意する。

また、津波から迅速に避難できるよう、沿岸市町に対し避難地域及び避難場所、避難路の指定について助言する。

3 道路盛土等の活用

県及び沿岸市町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

第4 津波避難ビル等の確保

1 沿岸市町の対応

(1) 津波避難ビル等の指定

沿岸市町は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、津波避難ビル等をあらかじめ定めておく。

(2) 津波避難ビル等の条件

避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。

- イ RC又はSRC構造であること。
- ロ 建物は十分な耐震性・耐浪性を有すること。
- ハ 進入口への円滑な誘導が可能であること。

なお、上記条件以外にも、想定浸水深さに相当する階に2を加えた階に避難スペースを確保できる建築物であること、避難路に面していること、外部から避難が可能な階段があること、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。

(3) 津波避難ビル等の充足状況の確認

沿岸市町は、避難が想定される地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等に対する津波避難ビル等の充足状況を確認し、不足する場合は、新たな指定や整備について検討する。

(4) 津波災害警戒区域内等での留意事項

沿岸市町は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等の前面でのせき上げによる津波の水位の上昇を考慮した水位(基準水位)以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるとともに、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

2 県の対応

県は、津波避難ビルとして活用されることが想定される石巻合同庁舎等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。

第5 避難路の確保

沿岸市町は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万一に備えた複数路の確保。
- 3 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- 4 海岸沿い・河川の河口沿いの道路は極力避けること。
- 5 高台等の避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線的であること。
- 6 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること。
- 7 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。

沿岸市町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第6 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

県及び沿岸市町は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、

停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 津波避難の迅速化の考慮

県及び沿岸市町は、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地域の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化など、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

3 避難路等の安全性の向上

県及び沿岸市町は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施する。また、高速道路等の緊急車両通行口等の緊急的な利用など、津波発生時のみ通行可能とする道路等の利用ルールを県、沿岸市町及び道路管理者等が一体となって検討する。

4 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

沿岸市町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(2) 多言語化の推進

沿岸市町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

(3) 浸水高表示に関する留意点

沿岸市町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

5 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、沿岸市町は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

第7 避難誘導體制の整備

1 行動ルールの策定

県及び沿岸市町は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化、津波到達時間を踏まえ避難支援者の安全を優先した上での避難誘導・支援や行動の内容と退避の判断基準、津波の危険地域から高台等の安全な場所へ向かう巡回ルートや水門・陸閘等の閉鎖ルート等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

県及び沿岸市町は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

県及び沿岸市町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

4 情報入手手段・装備の確保

県及び沿岸市町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段(移動系無線等)及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

第8 避難行動要支援者の支援方策

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

県及び沿岸市町は、地震・津波等災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

県及び沿岸市町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

3 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常召集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常召集体制等の確立に努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

沿岸市町及び社会福祉施設等の管理者は、津波災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄など持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

4 在宅者対応

(1) 情報共有及び避難支援計画の策定

沿岸市町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の了解を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

沿岸市町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

県は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者について、沿岸市町における情報の把握、及び災害時個別支援計画の策定を支援するなど、対策強化を図る。

5 外国人等への対応

県、沿岸市町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

(1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。

(2) 避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラムを活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

第9 消防機関等の対応

1 地域防災計画における対策の策定

沿岸市町は、地域防災計画において、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

2 消防職員の安全確保対策

沿岸市町は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということの基本とし、このことを事前に住民に周知し、理解を得ておくよう努める。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内での「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動するよう、あらかじめルール化を図る。

3 消防団員の安全確保対策

沿岸市町は、津波到達予想時間が短い地域における退避優先等の退避ルールの確立及び水門等の閉鎖活動の最小化や退避誘導活動等の最適化などの津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

- (1) 退避のルールを確立し、住民への事前説明により理解を得ること
- (2) 指揮者の下、複数人で活動すること
- (3) 津波到達予想時間を基に、出動及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること
- (4) 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと

第10 教育機関における対応

1 児童生徒等の安全対策

- (1) 引渡しに関するルールの策定

県、沿岸市町及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

- (2) 安全確保対策の検討

学校等の校長又は園長(以下「校長等」という。)は、地震・津波災害が発生した場合又は沿岸市町長等が避難の勧告若しくは指示を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

- (3) 引渡し対応の検討

学校等の校長等は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校途中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も合わせて検討する。

2 避難環境の整備

県及び沿岸市町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校等の津波対策に努める。

3 連絡・連携体制の構築

沿岸市町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第11 津波避難計画の作成

1 沿岸市町の対応

(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底

沿岸市町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

住民への周知内容

イ 避難対象地域

ロ 避難の勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法

ハ 津波情報の収集・伝達の方法

ニ 避難路及び避難経路、誘導方法

ホ 避難所の名称、所在地、収容人員

ヘ 避難場所の名称、所在地、収容人員 など

(2) 地域ごとの避難計画策定支援

沿岸市町は、津波避難計画の策定に当たり、町内会・自治会・自主防災組織等、沿岸地域住民がワークショップなどを開催するなど、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を策定するための支援を行う。

(3) 地域防災力の向上

沿岸市町は、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

(4) 避難行動要支援者への配慮

沿岸市町は、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

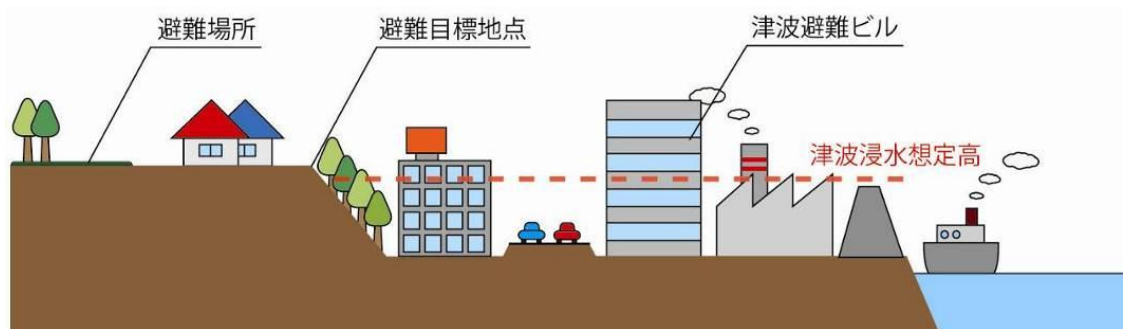
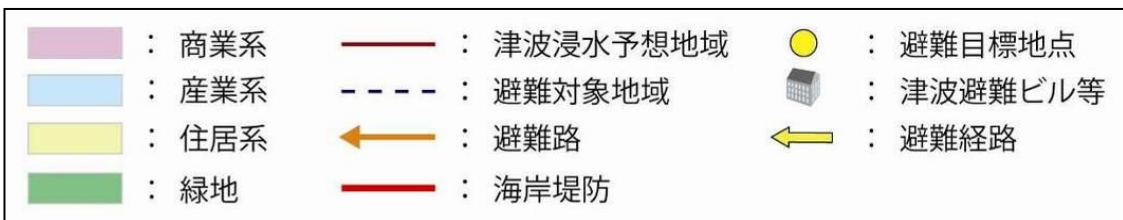
2 県及び防災関係機関の対応

(1) 津波浸水予測図の作成

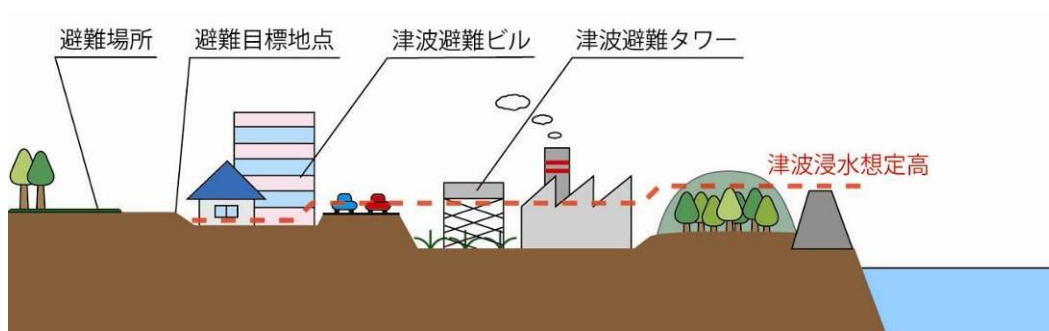
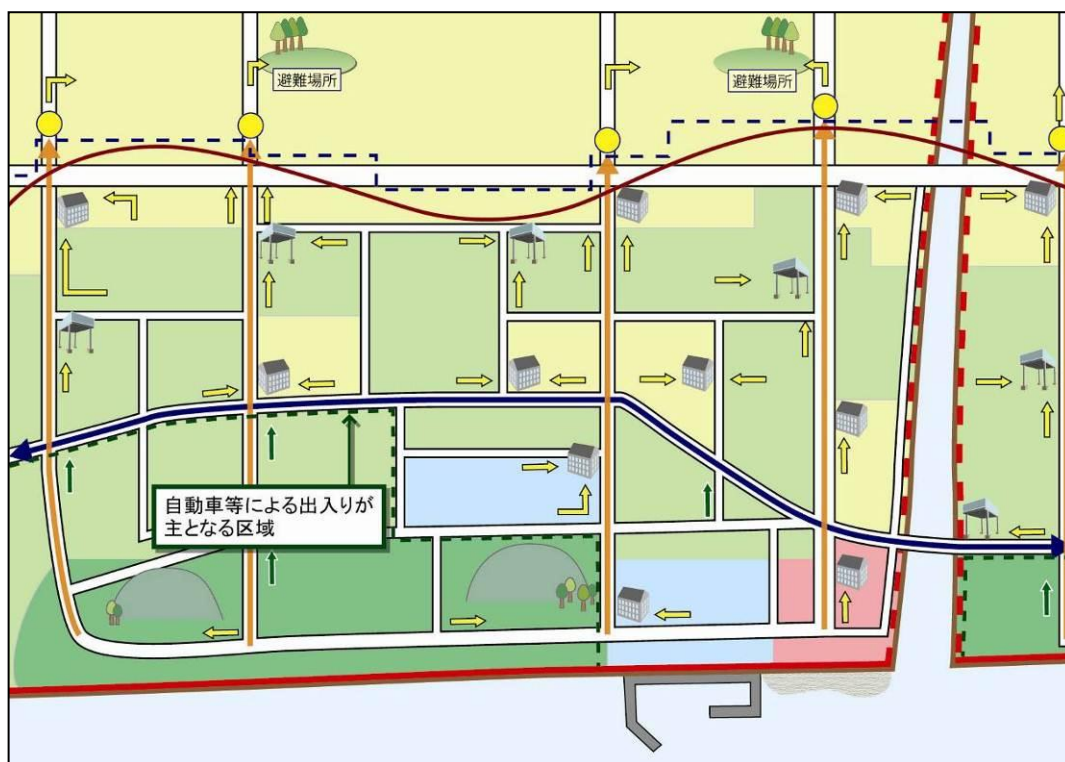
県は、沿岸市町の避難計画策定の支援を行うため、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の津波シミュレーションによる津波浸水想定、及び東日本大震災等過去の津波を踏まえ、津波浸水予測図を作成し、沿岸市町等へ提供する。

(2) 津波避難計画策定支援への協力

県及び防災関係機関は、津波避難計画の作成に当たり、沿岸市町が行う沿岸住民への支援に対して協力する。



津波避難計画の概念図(リアス部)



津波避難計画の概念図(平野部)

3 公的施設等の管理者

学校等，病院，デパート，公民館，劇場等の興行場，駅，その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は，大規模津波災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め，従業員等に周知徹底を図るとともに，訓練の実施に努める。

なお，この際，多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画，訓練とするよう努める。

第12 避難に関する広報

沿岸市町は，指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに，避難場所，避難所，避難路等を記載した地図の住民への作成・配布等を積極的に行う。

また，実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し，広報車，同報無線等の整備を推進する。

第24節 避難収容対策

<主な実施機関>

県(総務部, 震災復興・企画部, 保健福祉部, 農林水産部, 土木部, 教育庁),
県警察本部, 沿岸市町

第1 目的

大規模津波災害時には、津波、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、県、沿岸市町は事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2 避難所の確保

1 避難所の指定と周知

沿岸市町は、県と連携し、地震・津波による家屋の倒壊、焼失、流失等により住居を喪失した住民等を収容するための指定避難所として、避難収容施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

沿岸市町は、避難所の整備に当たり、これらを津波から緊急に避難する避難場所としても使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める一方で、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波から緊急に避難する避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

3 避難所の代替施設の指定

沿岸市町は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

また、県は、宿泊施設との連携に関し、旅行代理店や観光協会、旅館組合等と、災害時のホテル、旅館の活用方法について、事前に協定を結ぶなどの対策に努める。

4 指定避難所の指定基準

- (1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- (2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

- (4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

5 避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

沿岸市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、公衆電話の電話回線等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

(2) 物資等の備蓄

沿岸市町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊きだし用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

(3) 津波の被害のおそれのある場所での対応

沿岸市町は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

6 避難所の運営・管理

- (1) 沿岸市町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めること。

- (2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努めること。

- (3) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておくこと。

- (4) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。

- (5) 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成し配置しておくこと。

- (6) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておくこと。

- (7) 沿岸市町は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。

- (8) より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておくこと。

- (9) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。

7 県有施設を避難所とする場合の対応

沿岸市町は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努めること。

8 学校等教育施設を避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

沿岸市町は、学校等教育施設(私立学校を含む)を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること。

(2) 運営取組の促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、県教育委員会は、学校等と沿岸市町や地域との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、学校等、沿岸市町、関係機関の取組を促進する。

(3) 防災機能の強化

県及び沿岸市町は、公立の義務教育諸学校等施設について、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

9 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備及び指定

沿岸市町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 福祉避難所の指定基準

イ バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

ロ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

ハ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(3) 他市町村での受入れ拠点の確保

沿岸市町を含む市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

10 広域避難の対策

沿岸市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

県は、広域避難その他被災者保護のために必要がある場合に、被災者の運送を円滑に実施できるよう、運送事業者等との協定の締結に努める。

第3 避難の長期化対策

1 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づき、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、県及び沿岸市町は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

2 生活環境の確保

県及び沿岸市町は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

第4 避難所における愛護動物の対策

沿岸市町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。

なお、被災地域が広域にわたる際の愛護動物の救護活動を見据え、県と宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定を強化する。

第5 応急仮設住宅対策

1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の確保

(1) 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備

県は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備が可能な公用地等を把握し、(社)プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基

づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備確保のため、(社)プレハブ建築協会の建設能力の把握に努めるほか、災害の規模により、地元企業の活用による応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備確保を行う。

(2) 居住施設の供給体制の整備

県及び沿岸市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し、(社)プレハブ建築協会と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。

2 民間賃貸住宅の借上げ対策

県は、(社)宮城県地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会宮城県本部との「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認める場合には、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平常時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定める。

第6 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

県及び沿岸市町は、大規模地震・津波発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

2 安否確認方法の周知

県及び沿岸市町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 企業・学校等の取組の促進

県及び沿岸市町は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

4 事業継続計画(BCP)

県は、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画(BCP)の作成支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組を促進する。

5 避難対策

(1) マニュアルの作成

県及び沿岸市町は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

(2) 情報伝達体制の整備

県及び沿岸市町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

(3) 備蓄の確保

県及び沿岸市町は、帰宅困難者が避難することが想定される庁舎等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

6 徒歩帰宅者対策

県及び沿岸市町は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県内で店舗を営む事業者が加盟する、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会との協定締結を進め、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、沿岸市町や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

8 訓練の実施

県及び沿岸市町は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

9 帰宅支援対策

県及び沿岸市町は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

10 県管理施設の提供

県は、沿岸市町が開設する一時的な滞在施設の不足に備え、駅周辺の県管理施設等を一時的な滞在施設として提供するための整備又は確保に努める。

11 地域協議会等の設置

県は、主要な駅を中心とした帰宅困難者対策を検討するため、鉄道事業者、警察、

周辺の主要企業等関係機関が参画した地域協議会等の設置が進むよう、沿岸市町と連携して取り組む。

第7 被災者等への情報伝達体制等の整備

1 情報伝達手段の確保

(1) 多様な伝達手段の確保

県及び沿岸市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、CATV、コミュニティFM等のメディアの活用、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

県及び沿岸市町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 役割・責任の明確化

県及び沿岸市町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

県、沿岸市町及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

4 居住地以外の市町村への避難者への対応

県及び沿岸市町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

5 被害・安否情報収集・伝達体制の確保

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、県は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう努める。

6 被害・安否情報収集・伝達体制に関する協定

県は、被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・提供に際し、民間ポータルサイトとの協力協定等についても検討を行う。

第8 孤立集落対策

- 1 沿岸市町は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市町間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。
- 2 沿岸市町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。
また、県及び沿岸市町は、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。
- 3 沿岸市町は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
- 4 沿岸市町は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。
また、施設の耐震化・耐浪化等を推進する。
- 5 国、県及び沿岸市町は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。
- 6 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- 7 沿岸市町は、津波による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。

第25節 食料, 飲料水及び生活物資の確保

<主な実施機関>

県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 保健福祉部, 農林水産部,
経済商工観光部, 企業局), 沿岸市町, 東北農政局, (社)宮城県トラック協会

第1 目的

住宅の被災等による食料, 飲料水及び生活物資の喪失, 流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には, 被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため, 発災直後から, 時間経過に応じ, 被災者に対し円滑に食料, 飲料水, 燃料及び生活物資の供給が行われるよう, 県及び関係機関は物資の備蓄, 調達, 及び輸送体制の整備を図る。

第2 県民等のとるべき措置

- 1 県民は, 防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき, 最低3日分の食料(そのまま食べられるか, 簡単な調理で食べられるレトルトのご飯, 缶詰など)及び飲料水(缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど)を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。
- 2 県民は, 家族構成を考慮して, 避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても, 併せて準備しておくよう努める。
- 3 県民は, 地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め, 最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- 4 事業所等は, 災害発生に備えて, 社員やその家族, さらに地域住民も考慮しながら, 3日分の食料, 飲料水の備蓄に努める。
- 5 県及び沿岸市町は, 県民等が食料, 飲料水, 生活用品の備蓄について, 自発的に取り組むよう啓発に努める。
- 6 県及び沿岸市町は, 小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど, 被災地支援に関する知識の普及に努める。

第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定

県及び沿岸市町は, 大規模な津波災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し, 孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて, 必要とされる食料, 飲料水, 生活必需品, 燃料その他の物資について, あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し, それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく。

その際, 物資の調達, 在庫管理, 物資ニーズ収集等における, 分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため, 救援物資の分類方法も統一しておく。

第4 食料及び生活物資等の備蓄

1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

県及び沿岸市町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗出しの調査を行い、大規模な津波が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

2 公共用地、国有財産の有効活用

県及び沿岸市町は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

3 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

県及び沿岸市町は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

4 備蓄拠点の整備

県及び沿岸市町は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

5 備蓄物資の選定時の配慮

県及び沿岸市町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

6 データベースの構築とパッケージ化の検討

県及び沿岸市町は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品(毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等)をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

第5 食料及び生活物資等の調達体制

1 食料の調達

(1) 県は、大規模な地震・津波が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料(米穀、野菜、果実、乳製品等)についてあらかじめ調達体制を整備し、それらの供給確保に努める。

イ 米穀については、「農林水産省防災業務計画」(昭和38年9月6日付け38総第915号農林水産事務次官依命通知)等に基づく農林水産省からの供給体制の確保を図る。

- ロ 野菜・果実については、農業関係団体等に対し、緊急時における提供等の確認を求める。
 - ハ 水産加工品については、各水産加工業協同組合等と、震災時における提供に備えた協力体制の確立に努める。
 - ニ 乳製品については、広域流通している観点から他県の乳業メーカーとの協力体制の確立に努める。
 - ホ その他副食品等については、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどと、あらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」の締結などを行う一方、宮城県食品産業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等の協力を得るなどして、緊急時における供給体制の確立に努める。
 - ヘ 日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、調達による確保を基本とし、関係事業者等との協定を締結するなどして、体制の確保を図る。
- (2) 沿岸市町は、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。
- (3) 東北農政局は、応急用食料の供給必要量及び受入れ体制について、県と十分な連絡を取りつつ、農林水産省災害対策本部に速やかに報告する。
- (4) 国・他都道府県からの調達
- イ 政府所有の米穀の調達

県は、災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、農林水産省生産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。

また、県及び東北農政局は、円滑に買い受け・引き渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておく。
 - ロ 他都道府県との応援協定

県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、災害時応援協定を締結している都道府県に対して応援を要請し、必要量を確保する。

また、構成都市道府県は、円滑に要請・応援が実施できるよう、担当窓口の把握や通信手段の確保、備蓄量の把握、訓練の実施など連絡体制の整備を図っておく。

 - (イ) 全国都道府県における災害時等の広域応援協定(全国知事会)
 - (ロ) 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定(北海道・東

北7県)

2 生活物資の調達

県は、応急生活物資を供給するため、あらかじめ、宮城県生活協同組合連合会など関係業界と協議し、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。

また、災害救助法が適用される大規模な地震・津波が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。

なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

3 飲料水の調達

(1) 飲料水及び応急給水資機材の確保

イ 沿岸市町は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

ロ 沿岸市町は、震災時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。

ハ 沿岸市町は日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど応急体制の確立を図る。

ニ 県は主に給水の応援に係る情報の連絡調整、総合的な助言指導及び関係機関への応援要請を行うとともに、給水拠点が遠い地域や危険地域にあるなどの地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保策について検討する。

(2) 広域水道の対応

可能な限り受水市町の要請に応えられる体制の整備に努めるとともに、災害発生による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送業者に対して、飲料水輸送のため車両の派遣を依頼するなど、必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。

イ 企業局の送水系統が被災しない場合(浄水、送水ともに可)

沿岸市町の水道施設被災による断水に対応するため、各浄水場及び広域水道送水管上に設置する臨時給水所を利用した給水車への供給及び住民への給水を、可能なかぎり実施する。

ロ 企業局の送水系統が被災した場合(浄水可、送水不可)

局内復旧チーム等による広域水道送水管系統の早期復旧を目指すとともに、各受水市町と飲料水の供給方法を協議する。また、給水可能な場所に設置する臨時給水所等を利用し、給水車への供給及び住民への飲料水の供給に努める。

第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備

1 段階的な輸送体制の構築

(1) 輸送体制構築の計画策定

県は、救援物資の配送について、以下の段階に応じて輸送体制を構築していく計画を策定する。

イ 災害直後は、現地の備蓄で対応

ロ 被災市町と連絡が取れない段階では、飲料水や食料などをプッシュ型で早期に送付

ハ 被災市町の要望を踏まえ、物流企業等の協力により、安定的に供給できるロジスティクスシステムを構築

ニ 避難活動が長期化した場合、多様化する被災者のニーズへ対応できるよう、多品目少量の物資を供給できる体制へ発展

(2) 情報管理体制の構築

県は、内容不明な物資やニーズに合わない物資による業務の支障が生じないようにするため、受け入れる物資の選別や在庫管理を適切に実施する体制を確保するとともに、支援物資の適切な供給のため、関係者間において物流情報を適切に共有化できるよう、情報管理体制についても検討しておく。

2 協力体制の構築

(1) 物流体制の整備

県は、大規模災害が発生した際に、より早期に、物資拠点に適した民間倉庫などを入庫、在庫管理などに効果的に運用し、迅速に沿岸市町へ発送できるよう、あらかじめ、倉庫協会やトラック協会などと連携した体制を構築し、物流体制を整えておく。

(2) 災害時物資拠点の確保

県は、災害時の物資拠点として、発災時には、施設の使用状況、被災状況等に左右されることを想定し、多くの倉庫施設等を選定しておくよう努める。

(3) 災害時の物資拠点の確保に関する協定

県は、倉庫協会等の協力を得ながら、災害時の物資拠点として、民間倉庫、大規模展示場、旧市場施設などの施設から、容積・床荷重・交通アクセス、県全体での配置バランスなどを勘案し、関係機関と災害時の協力が得られるよう、また、災害時には専門倉庫を物資拠点として利用するとともに、フォークリフト等の専用機材の提供、さらに、倉庫管理や輸送業務実施への支援を得られるよう、事前に協定等を締結する。

3 被災市町のバックアップ体制の確保

県は、災害の規模等に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体

制など、供給の仕組みの整備を図る。

4 訓練の実施

県は、平常時より、倉庫協会・トラック協会や地方機関などと合同で、情報伝達図上訓練や物流実動訓練を実施する。

第7 燃料の確保

1 燃料の調達、供給体制の整備

(1) 物流体制の整備

県は、平常時における燃料のストック状況や流通状況、タンクローリー等の特殊車両の配備状況等を把握し、弱点と対応策を講じておくとともに、沿岸市町も含めた発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入れ態勢等を検討する。

(2) 燃料の確保に関する協定等

イ 県における協定

県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合と締結した「災害時における支援協力に関する協定」を活用し、燃料の確保に努める。

ロ 県における覚書

県は、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した覚書を有効に活用するとともに、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報の共有・拡充に努める。

ハ 沿岸市町における協定

沿岸市町は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

(3) 石油燃料の買取・保管の検討

県は、県石油商業協同組合と連携した石油燃料の買取・保管(ランニングストック方式)の実施を検討する。

(4) 情報連絡体制の確立

県は、石油商業協同組合等や沿岸市町と災害発生時における情報連絡体制を確立しておく。

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

(1) 情報の収集

県は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設をあらかじめ指定し、それら施設における、非常用電源施設の運転可能時間、

燃料の備蓄量, 油種, 想定される必要補給量, 受け入れ設備の状況などの情報をあらかじめ収集する。

(2) 停電時の対策強化

重要施設の管理者は, 災害に伴う停電が発生した場合においても, 電力を賄うことができるよう, 自家発電設備を備えるとともに, 必要な燃料の備蓄を行うよう努める。

(3) 平常時からの燃料確保

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は, 日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

県及び沿岸市町は, 協定などに基づき, 災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに, 災害対応力の強化に努める。

県及び沿岸市町から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は, 県及び沿岸市町と協力して日頃からその旨を明示し, 災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

4 被災地域災害対応型中核給油所整備事業の推進

県は, 災害が発生した場合に的確な燃料の供給を間断なく継続するための給油所の災害対応力を強化する取組を推進する。

5 普及啓発

(1) 燃料管理等の普及啓発

県及び沿岸市町は, 災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため, 日頃から県民及び事業者等に対し, 車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど, 災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

(2) 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において, 車両が必要不可欠な住民及び事業所は, 車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど, 自助努力に努める。

第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

<主な実施機関>

県(保健福祉部, 経済商工観光部), 沿岸市町

第1 目的

大規模地震・津波災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、県、沿岸市町及び関係機関は、その対策について整備する。

第2 高齢者、障害者等への支援対策

一般に要配慮者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとりぐらし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、県、沿岸市町、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設(以下「社会福祉施設等」という。)の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期す。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。また、沿岸市町と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとる

べき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

2 要配慮者の災害予防対策

(1) 沿岸市町地域防災計画・全体計画の策定

沿岸市町は、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月策定、以下「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成 25 年 12 月策定、以下「ガイドライン」という。）等を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。

(2) 要配慮者の把握

沿岸市町は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、沿岸市町は、取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

イ 要配慮者の所在把握

(イ) 沿岸市町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめるように努める。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されることなどについて事前に本人又はその家族から同意を得ておく。

また、平常時から要配慮者と接している沿岸市町の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(ロ) 沿岸市町は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

ロ 所在情報の管理

- (イ) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。
- (ロ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。
- (ハ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めると共に、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の整備

イ 名簿の作成・更新

沿岸市町は、沿岸市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

ロ 名簿の提供

沿岸市町は、避難支援等に携わる関係者として沿岸市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(4) 個別計画の策定

沿岸市町は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画が策定されるよう努める。

個別計画の策定については、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。

個別計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

(5) 避難行動要支援者の移送

沿岸市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(6) 支援体制の整備

沿岸市町は、取組指針やガイドラインを参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し、地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(7) 防災設備等の整備

県及び沿岸市町は、すでに整備済みである独居老人や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員(ボランティア等)や沿岸市町等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

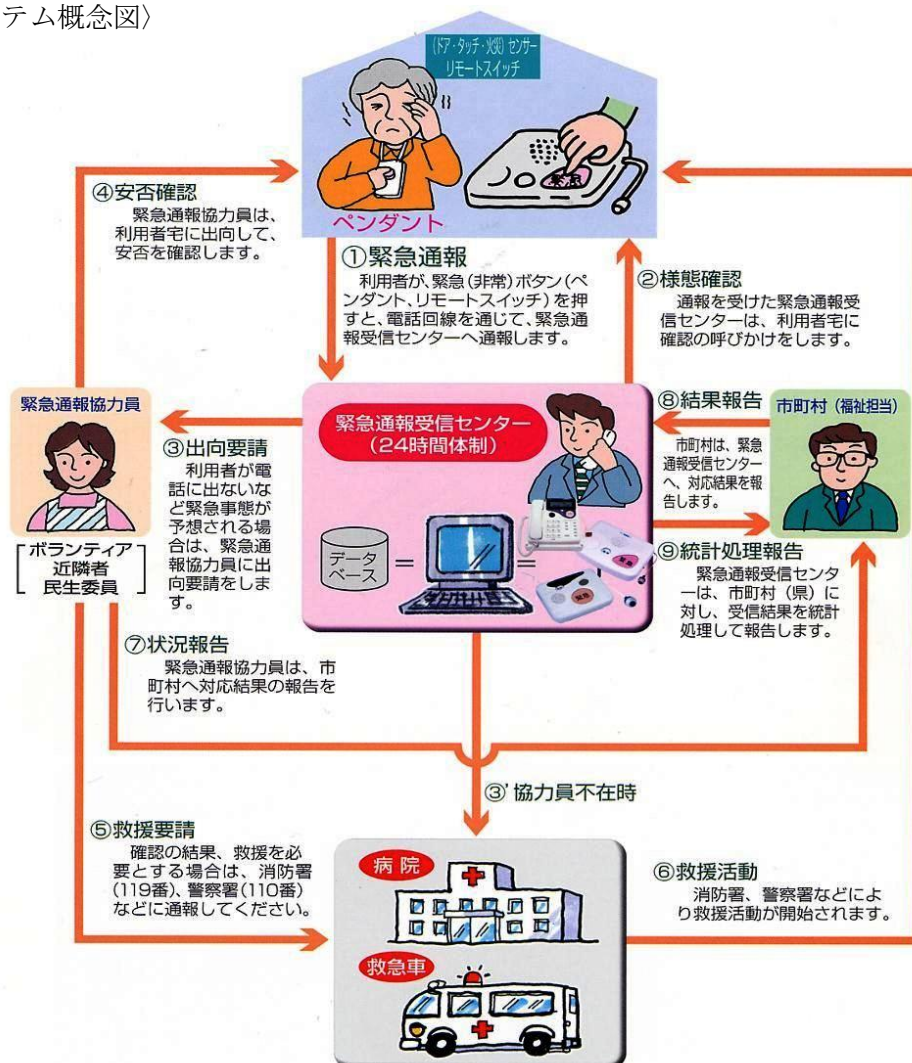
※ 緊急通報システム

緊急通報システムは、ひとりぐらし老人等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

ひとりぐらし老人等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント(小型無線発信器)を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員(ボランティア等)の電話番号等関係情報を表示し、支援体制を支援している。

〈システム概念図〉



(8) 相互協力体制の整備

沿岸市町は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(9) 情報伝達手段の普及

県及び沿岸市町は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

沿岸市町は、施設の津波や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 市町村の域を超えた要配慮者の受入れ体制の構築

沿岸市町は、県と連携を図りながら、当該市町での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、市町村の域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

沿岸市町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

沿岸市町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

なお、県においては、広域避難時の要配慮者の支援体制における、沿岸市町や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、沿岸市町を支援する。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

沿岸市町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

(1) 福祉施設等受入れ先の確保に関する協定

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設や民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請する。

(2) 介護職員等の確保

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して、事業所内における災害時の職員派遣協力協定の締結等を促すことにより、介護職員等の派遣体制

の整備に努める。

5 家族を含めた防災訓練の実施

沿岸市町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

6 要配慮者自身の備え

県及び沿岸市町は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

- (1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
- (2) 防災用品をそろえる
- (3) 貴重物品をまとめておく
- (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (5) 防災訓練に参加する など

第3 外国人への支援対策

本県に在住する外国人は、現在約 14,000 人(平成 24 年末日現在)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び沿岸市町は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

- 1 沿岸市町は、防災計画の作成に当たり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- 2 沿岸市町は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配付するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。
- 3 沿岸市町は、避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- 4 沿岸市町が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含める。
- 5 沿岸市町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- 6 沿岸市町は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。
- 7 県は、これら沿岸市町と連携し外国人防災対策事業を実施するとともに、必要な支援もあわせて行う。
- 8 県は、災害時における通訳ボランティアの制度により、県内一円をカバーできる体制を整備する。
- 9 県は、各種関係団体に意見を聞いた上で、災害時における外国語による情報発信のための体制の整備及び媒体の確保を行うとともに、適切な広報の方法を決めておく。

- 10 県及び沿岸市町は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- 11 県、沿岸市町及び県国際化協会は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

第4 旅行者への支援対策

1 情報連絡体制の整備

日本三景のひとつに数えられる松島や、多くの国定・国立公園及び温泉地を有する本県には、毎年 6,100 万人前後の観光客が訪れており、災害時の旅行者の安全に配慮する必要がある。このため県は、地震・津波災害時の旅行者の被害状況把握について、日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部に対して協力を要請するとともに、情報連絡体制をあらかじめ整備する。

2 観光施設における防災訓練等の実施

沿岸市町は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。

3 関係機関との連携及びマニュアル策定

県は、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供、公共交通機関が停止した際の旅行者の交通手段の確保が行えるよう、沿岸市町や観光協会等関係機関との連携体制をあらかじめ整備するとともに、マニュアルの策定に努める。

第27節 複合災害対策

＜主な実施機関＞

県，沿岸市町，防災関係機関

第1 目的

大規模災害から県民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第2 複合災害の応急対策への備え

県，沿岸市町及び防災関係機関は、地震，津波，火災，大雨，原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施にあたっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

1 活動体制

(1) 県は、複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備しておくとともに、要員・資機材の投入判断についてあらかじめ定めておき、不足することが想定される場合は、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

また、平常時から防災関係機関相互の連携(要員，装備，資機材等に関する広域応援)について協議しておく。

(2) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。

(3) 県及び関係市町は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢を速やかにとることを考慮する。

(4) 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、

対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 複合災害時には、関係市町の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。
- (2) 県、沿岸市町、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。
- (3) 県は、国とも連携し、大規模自然災害発生後の原子力施設の状況に係る情報を早期に把握し、必要に応じ、異常の有無に係わらず、その結果を迅速に関係機関に連絡するとともに、公表する。
- (4) 県、沿岸市町、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。
 - イ 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者
派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。
 - ロ ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者
広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話等を活用することに留意する。
- (5) 複合災害時において、県、沿岸市町、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

3 避難・退避体制の整備

- (1) 原子力災害発生時の複合災害が想定される沿岸市町は、複合災害時でも適切に避難活動が行えるよう、避難計画において、避難路となる道路の被災や放射性物質の放出までの時間等を考慮した対策をあらかじめ検討する。
- (2) 複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。
- (3) 県及び沿岸市町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、

「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

- (4) 県及び沿岸市町は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

第3 複合災害に関する防災活動

1 訓練の実施

県、沿岸市町及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 複合災害に関する知識の普及啓発

県は、原子力災害を含む複合災害時における県民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第28節 廃棄物対策

<主な実施機関>

県(環境生活部, 保健福祉部, 農林水産部, 土木部), 沿岸市町, 東北地方環境事務所

第1 目的

大規模地震・津波発生後, 大量に発生する廃棄物(粗大ごみ, 不燃性ごみ, 生ごみ, し尿など)や津波により流出した家屋, 自動車, 船舶, コンテナ, 樹木, 漁業施設等の災害廃棄物は, 住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため, 県, 沿岸市町及び関係機関は, 処理施設の耐震化・耐浪化等を図るとともに, 廃棄物処理活動が迅速に行われるよう, 大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

第2 処理体制

1 沿岸市町の役割

沿岸市町は, 迅速に災害応急対策を推進するため, 廃棄物処理に係る災害時応急対策を市町地域防災計画に定めるとともに, 当該沿岸市町の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として, 広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し, 災害時の相互協力体制を整備する。

2 県の役割

県は, 沿岸市町がその責務を十分果たせるように必要な技術的援助を行うとともに, 大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り, またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。

3 地方環境事務所の役割

東北地方環境事務所は, 災害廃棄物の発生・処理状況の把握を行い, 処理・処分に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。

4 事業者の役割

事業者は, その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから, 自らの責任において回収し, 適正に処理するための体制の整備に努める。

第3 主な措置内容

沿岸市町は, 廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため, 以下の措置を行うよう努める。

1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。
- (2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。

- (3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。
- (4) 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めること。

2 震災時における応急体制の確保

- (1) 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。
- (2) し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること。
- (3) 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備すること。

3 避難所の生活環境の確保

- (1) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うこと。
- (2) (1)の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

第4 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築

県及び沿岸市町の海岸管理者は、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講じることができるよう、あらかじめ関係機関等の連携・協力体制を構築する。

なお、体制の構築に当たっては、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に考慮する。